

② 建物等の規模

| 区分（建設年度） | 構造 | 面積（㎡） |
|----------------|-------------|-----------|
| 敷地 | | |
| 本館教育等（S56） | 鉄筋コンクリート2階建 | 1,117.20 |
| 研修棟（S48） | 鉄筋コンクリート2階建 | 691.54 |
| 農村青年研修館（S39） | プレハブ平屋 | 428.65 |
| 体育館（S57） | 鉄筋コンクリート平屋 | 834.06 |
| 学生寮（1号棟H4） | 1号館 | |
| | 鉄筋コンクリート3階建 | 1,398.76 |
| （2号棟S56） | 2号館 | |
| | 鉄筋コンクリート2階建 | 898.54 |
| 農場教室（S58） | 鉄骨平屋 | 574.76 |
| 農業機械整備研修館（S40） | 軽鉄骨スレート平屋 | 198.00 |
| 農業機械研修教室（S58） | 鉄骨平屋 | 129.73 |
| 茶農場教室（S57） | 鉄骨平屋 | 98.48 |
| 製茶工場（S43） | 軽鉄骨スレート平屋 | 237.60 |
| 温室（S57、H8） | 4棟、鉄骨アルミ | 956.30 |
| 集選果作業場（旧S43） | 軽鉄骨スレート平屋 | 170.17 |
| （新H20） | 鉄骨平屋 | 136.00 |
| 農業機械格納庫（S42） | 軽鉄骨スレート平屋 | 203.04 |
| 茶生産資材庫（S49） | 鉄骨トタン平屋 | 48.60 |
| 車庫（S57） | 鉄骨 | 57.12 |
| 実習ほ場 | | 38,900.00 |

1.5.6 沿革

1920（大正 9）年に技術者養成を目的として京都府立農事試験場に農業練習生制度が設置され、時代の情勢に対応して農業技術員養成所、農業講習所等へと変遷してきました。また一方で、1940（昭和 15）年に自営者養成機関として何鹿農道館が設置され、府修練農場、高等農事研修所等へと変遷してきました。1973（昭和 48）年に、この両者が統合され高等農業講習所となり、さらに 1981（昭和 56）年に農業大学校となりました。

現在まで 90 年あまりが経過し、その間、多数の自営農業者、農業指導者を輩出しており、卒業生の方々は京都府農業を先導されています。

また、平成 21 年度には、農学科については、京野菜等の生産を担う若いプロ農業者を確保・育成するために、実践的な技術習得ができるカリキュラムへの変更、さらに既就農者や社会人向けの研修科を設置しました。

【技術者養成】

| | |
|-------------|--------------|
| 大正 9 年 3 月 | 京都府農業練習生 |
| 昭和 13 年 9 月 | 京都府農会技術員養成所 |
| 昭和 22 年 2 月 | 京都府立農業技術員養成所 |
| 昭和 24 年 4 月 | 京都府立農業講習所 |
| 昭和 31 年 4 月 | 京都府立高等農業講習所 |

【自営者養成】

| | |
|-------------|-------------|
| 昭和 15 年 4 月 | 何鹿郡農会立農道館 |
| 昭和 17 年 1 月 | 京都府修練農場 |
| 昭和 24 年 4 月 | 京都府立高等農事研修所 |
| 昭和 39 年 7 月 | 京都府農業指導所研修部 |

| | | |
|-------------|-------------|---|
| 昭和 48 年 4 月 | 京都府立高等農業講習所 | 京都府立高等農業講習所と京都府農業指導所研修部を統合。 |
| 昭和 56 年 4 月 | 京都府立農業大学校 | 府立高等農業講習所を廃止して大学校を設置。農産、園芸、畜産、林業の専攻課程を設置する。 |
| 平成 21 年 4 月 | 京都府立農業大学校 | 従来の専攻課程を廃止。新たに野菜経営コース、茶業経営コースからなる農学科を設置する。さらに既就農者や社会人向けの研修科を設置する。 |

1.6 林業大学校



1.6.1 大学長からのメッセージ

<自然を尊敬できる人を育てたい>

平安の都の造営時から寺社仏閣、京町家まで森林を育て、木材を利用する文化が育まれてそしてなお高い森林率が維持されている京都府に、林業大学校を設けることは大変意義深いことだと考えています。

開校に当たっては、各界から一流の方々を特別教授にお迎えしたり、京都府立大学との包括連携協定による関連講義の受講など、非常に恵まれた教育環境が整いました。即戦力としての技術や知識を身に付けることはもちろん、自然を尊敬できる人を育てたいと考えています。

1.6.2 大学校の教育理念

本校では、これまでの森林・林業教育では期待できなかった人材育成や資格取得に取り組めます。

- ① 実践的な技術・知識を身につけて第一線で活躍できる人材
- ② 森林保全活動から野生鳥獣害対策まで幅広い地域活動を支える公共人材
- ③ 森林組合等林業事業体の経営力の向上を支える人材

1.6.3 特徴

①西日本で唯一の林業専門の大学校

京都の多くの大学や企業と連携した教育・実習体制や、先進技術から文化まで京都を代表し第一線で活躍される方々を講師に迎え、京都でなければできない講師体制で、森林・林業に関するエキスパートを育成します。

②全国初の本格的な高性能林業機械の技術研修大学校

本校では、全国の自治体で初めて、最新鋭の高性能林業機械の操作研修を取り入れ、実践的な研修を経た後、即戦力の証しとして、京都府が独自に認証する高性能林業機械操作取扱資格を取得することを目指します。

③農山村地域で深刻な野生鳥獣害に対応する研修

農山村地域では、丹精込めて育てた農作物が収穫前に食い荒らされる野生鳥獣害が深刻です。

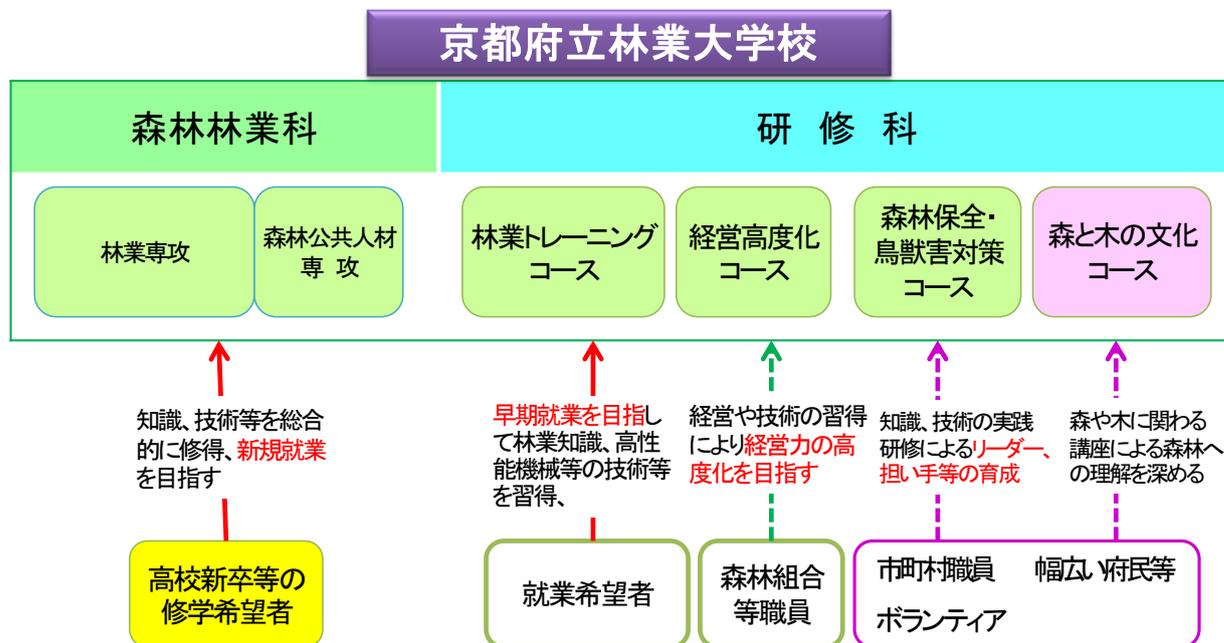
本校では、野生鳥獣の生態から捕獲までの理論と技術など実践的な研修を提供し、地域で即戦力として対応できる人材の育成を目指します。

④森林や木材の利用、建築、文化など幅広い講座の提供

幅広い府民を対象に、森づくりから木造建築などの木材利用までの技術・知識を、第一線で活躍されている方々を招いて学ぶ講座を提供します。また、茶道、華道、庭園など、京都に息づく様々な「木」に関わる文化についても、幅広く学べる講座を提供します。

1.6.4 林業大学の教育体系及び運営への協力・連携

<大学の教育体系>



①若い林業の担い手を森林・林業界全体でサポートします

(京都府林業の担い手交流・育成協議会)

森林・林業関係者から木材業関係者まで、森林・林業界が一体となって力をあわせ、担い手の育成から就職までを一貫して支援するため、「京都府林業の担い手交流・育成協議会」が発足。

交流会、研修会などを通して学生生活から就職までサポートするとともに、若い担い手同士が交流し、支え合いながらともに成長することを支援します。

②地域をあげて林業大学校をサポートします

(林業大学校地域連携協議会)

林業大学校の開校を契機に、大学校と地域住民の連携、絆づくりを目指し、京丹波町が中心となって「林業大学校地域連携協議会」が発足し、地域ぐるみで学生生活をサポート。大学校からも地域貢献活動、地域祭り等の行事参加を積極的に進めます。

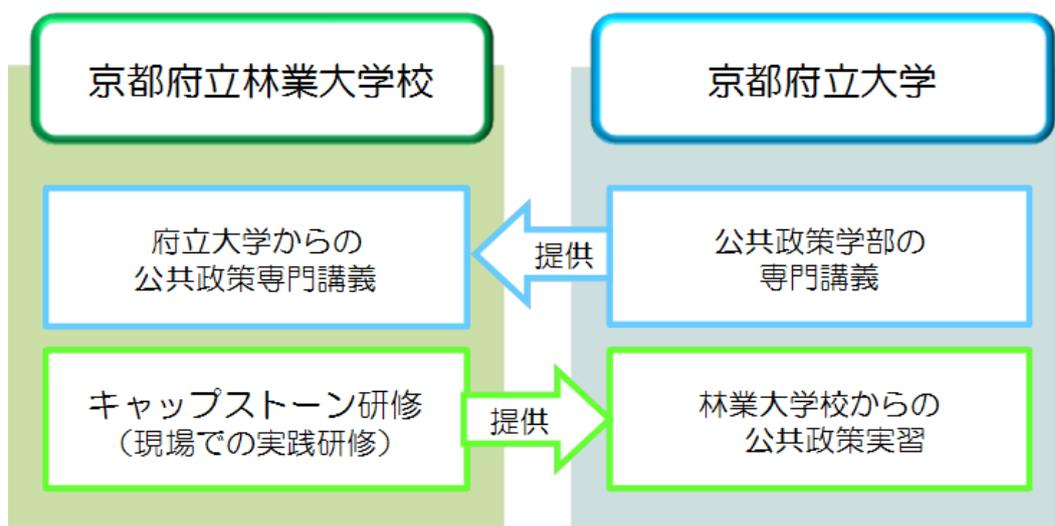
1.6.5 大学・企業との連携

(1) 京都府立大学との連携

本校では、京都府立大学との交流と協力を促進し、教育内容の充実、発展を図ることを目的として、包括協定を締結しました。

【協定の主な内容】

- ・森林林業科の森林公共人材専攻で、「森林公共政策士」に必要な公共政策の専門講義を府立大学から提供を受けます。
- ・府立大学は、公共政策実習の実習先を林業大学校から提供を受けます。



(2) 企業との連携

林業先進地であるドイツに本社を置き、世界的なチェーンソーメーカーである株式会社スチールと、教育活動に関する協力協定を締結しました。

府立林業大学校のカリキュラムにおいて、同社の最先端のノウハウを取り入れた講義・実習を提供するとともに、ドイツでの海外研修を2年生の春に実施します。

【協定の主な内容】

- ・専門技術スタッフを3年間無償派遣
- ・最新型のチェーンソーを使用した講義・実習
- ・林業先進国ドイツへの海外研修及び現地実習および地元林業大学校との交流支援

1.6.6 教育体制

| 科・コース・募集人員 | | | 修学期間（募集） | 備 考 |
|------------|---------------|-----|--|------------------------|
| 森林林業科 | 林業専攻 | 20名 | 2年（推薦入学試験及び一般入学試験により選考） | |
| | 森林公共人材専攻 | | | |
| 研修科 | 林業トレーニングコース | 20名 | 2ヶ月間×1回 （年1回春に募集） | 就業希望者を対象 |
| | 経営高度化コース | 20名 | 3ヶ月間×2回 隔週 （年1回春に募集） | 森林組合等の職員を対象 |
| | 森林保全・鳥獣害対策コース | 20名 | 森林保全：9月～（6日間） 鳥獣対策：短期集中・ 秋3回（開催前に募集） | 市町村職員、NPO、ボランティア関係者を対象 |
| | 森と木の文化コース | 40名 | 月1回（毎回募集） | 広く一般の方から毎回募集 |

1.6.7 コース紹介

(1) 森林林業科

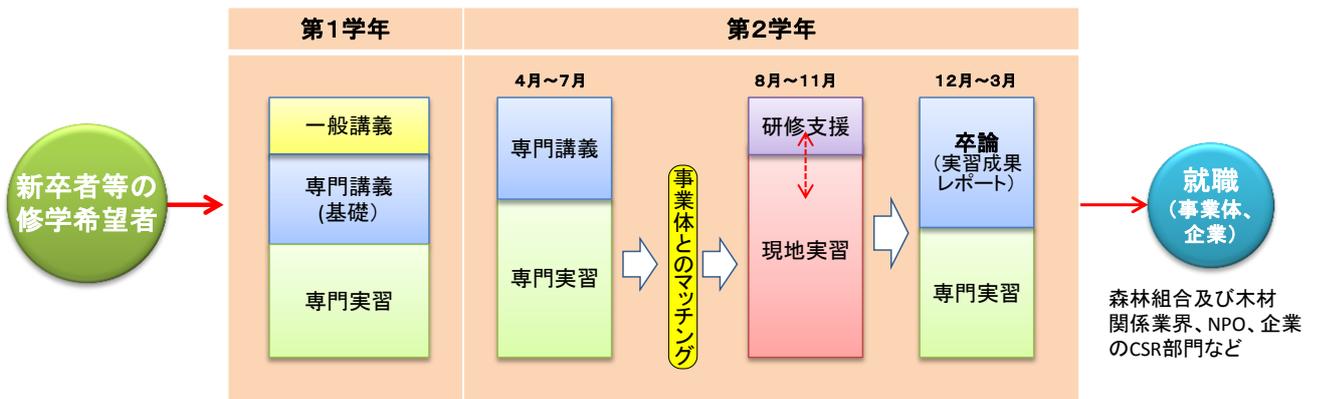
社会人に必要な基本的素養を身に付けながら、森林・林業の基礎から経営管理、実践的な技術、知識まで、即戦力として活躍するのに必要な力を2年間で学び、様々な資格を取得して、就職・就業に結び付けることを目指します。

京都府独自の高性能林業機械操作士の資格や、特に森林公共人材専攻では、全国初となる森林公共政策士の資格を取得できます。

①特色

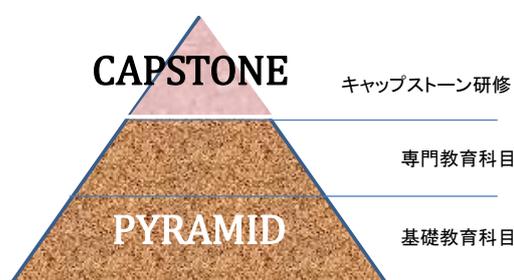
- ・高性能林業機械操作士、森林公共政策士の資格を取得
- ・様々な企業、大学との連携による幅広い講義

<カリキュラムのイメージ>



2年生の後期には、「林業専攻」は森林・林業の現場で、また、「森林公共人材専攻」は市町村やNPO、企業のCSR活動などの現場で、総仕上げとして実学実習（キャップストーン研修）を実施し、大学校で学び、実習を積んできた専門知識・技術を現場で実証します。

この研修では、受入事業体と大学校が連携・一体となって学生の実習をサポート。大学校教員が必要に応じて現場と一緒に入り指導をしたり、毎週金曜日を登校日として、大学校でその週の実習成果について点検・サポートするなど、きめ細かな指導により、即戦力として学生の総仕上げを行います。



キャップストーンとは、ピラミッドの頂点に置かれた石を意味します。

「キャップストーン研修」には、基礎教育科目と専門教育科目の学習を踏まえ、大学校で学んだ知識を地域社会との連携のもとで実際に活用できるようにするねらいがあります。学生が基礎教育科目や専門教育科目の学習を通して得たさまざまな知識を統合し、実社会で実践的に応用できる力を養うものです。

②京都府独自の取り組み（全国初！ 独自の資格）

〈高性能林業機械操作士〉

林業専攻では、最新鋭の高性能林業機械の操作研修と、林業事業体等での実践的な研修を経た後に高性能林業機械操作士の資格を付与します。

ベースマシンの基本操作・構造の理解から、森林技術者として必要な基本的技術、現場に即した機械操作・状況判断能力まで、即戦力として活躍できる技術を身につけます。

〈森林公共政策士〉

森林公共人材専攻では、森林・林業の高い知識、技術に併せて、京都府立大学で公共政策に係る専門的な知識を身につけ、NPO等での実践的な地域活動研修を経た後に森林公共政策士の資格を付与します。

森林公共政策士とは、森林にまつわる様々な地域の課題を解決できる即戦力の証として、京都府が独自に創設する全国初の資格です。

③林業先進国ドイツでの海外研修

海外研修として、ドイツ国内の林業大学校との交流を実施。
現地研修や学生同士の交流により、日本だけでなく海外の森林・林業に関する見聞を広め、新しい林業経営の姿を学びます。

(2) 研修科

早期就業を目指す方の技術習得や、森林組合等事業体の経営力の向上を支える人材の育成研修など、社会人の方が働きながら、森林保全活動、野生鳥獣害対策、木に関わる文化まで、幅広く学べるコースです。

大学教員や、各分野の第一線で活躍されている多彩な講師陣により、幅広い講座を提供するだけでなく、施設見学や森林などでのフィールドワークも行います。

① 特色

- ・ 目的に応じた多様なプログラムにより、専門技術・知識の習得を支援
- ・ 第一線で活躍する京都ならではの講師陣

② 林業トレーニングコース

新たな技術の習得により林業への早期の就業を目指す方や、異業種から新たに森林・林業を目指す人材を育成します。

知識、技術、経験、目的に応じた短期集中型プログラムを受講し、林業の現場で活躍するのに必要な実践的な技術・知識を得て、即戦力として就業することを目指します。

③ 経営高度化コース

森林施業の核である、森林組合等の林業事業体の役割はますます大きくなっています。

こうした事業体で、森林施業の集約化や機械化などを進めて企業的な展開を目指すため、経営体質の強化を支援します。

企業的経営の実践者や経営アドバイザーなど専門家による特別講演をはじめ、講義やグループワークなどのプログラムを提供、事業体経営の高度化を支援します。

④ 森林保全・野生鳥獣害対策コース

農山村では、過疎化・高齢化等により山に人手が入らなくなったこともあり、野生鳥獣による農作物等への被害が深刻化しており、機動的に対応できる人材が求められています。

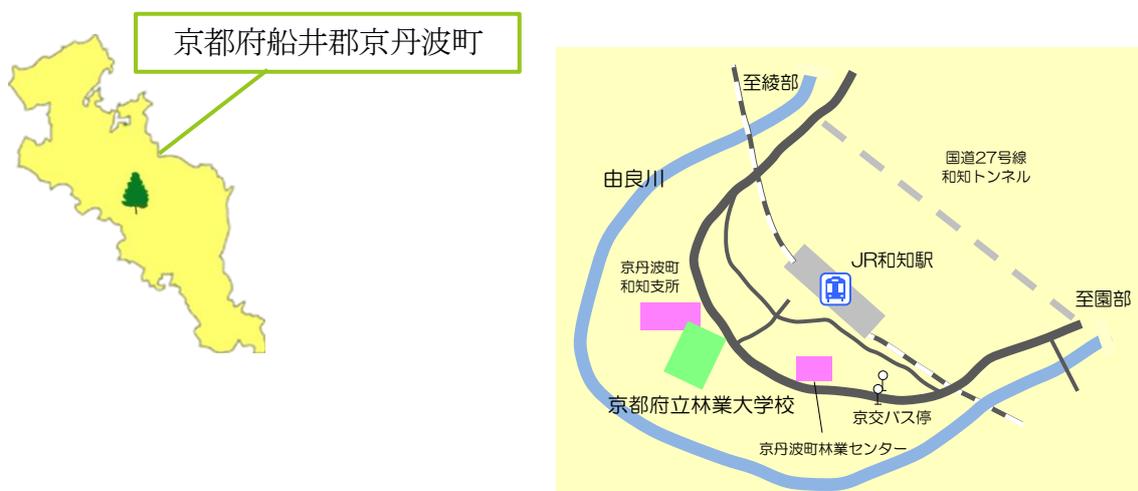
さらに、きれいな空気や水を育む府民共通の財産である森林を、府民ぐるみで保全する「モデルフォレスト運動」などの取組が各地で取り組まれる中、継続的な運動として牽引するリーダーの育成が求められています。

森林保全研修では、府民ぐるみの森林保全活動を支える人材、鳥獣害対策研修では、地域の鳥獣害対策のリーダーとなる人材を育成します。

⑤ 森と木の文化コース

幅広い府民を対象に、森づくりから木造建築などの木材利用までの技術・知識を、第一線で活躍されている方々を招いて学ぶ講座を提供します。森林・林業に関することから、伝統文化、建築、庭園、工芸など「森」や「木」と関わりのある幅広い分野について、関心のあるテーマを選択して受講していただけます。

<案内図>



1.7 看護学校



1.7.1 概要

(1) 所在地

与謝郡与謝野町字男山455

(2) 開校日

昭和56年4月

(3) 定員

学年定員40名、総定員120名

(4) 土地建物

敷地面積：10,468㎡

教育施設：鉄筋コンクリート2階建 延2,107㎡

学生寮：鉄筋コンクリート3階建 延1,607㎡

運動施設：運動場、テニスコート、バレーコート

1.7.2 沿革

| | |
|--------|---|
| S55年4月 | 京都府衛生部医療課に学校担当事務 |
| 9月 | 看護教員を配置し開校準備 |
| 12月 | 厚生省申請、指定審査、指定認可 京都府立看護学校設置条例議決 |
| S56年4月 | 開校 |
| H17年2月 | 看護専門課程看護学科の設置承認 |
| 4月 | 看護専門課程看護学科の設置 京都府が、北部地域の要望により看護師確保対策の一環として設置 |

1.7.3 教育理念等

(1) 教育理念前文

本校は、京都府立の唯一の専門学校であり、看護実践を通して、府民・患者の視点に立った、良質な保健医療提供体制の確立の実現に向けて貢献できる質の高い看護師を育成することを目指して、以下の教育理念に基づいた教育を行う。

(2) 教育理念

看護の対象は、共に生きる人間である。その原点に立ち「人間愛」を基盤とした豊かな感性を培い、人間を総合的に理解できる能力を育てる。

また、社会の変化や医療の高度化・多様化に対応できる専門的知識・技術を身につけ、倫理に基づいた看護を実践し専門職業人として生涯にわたり看護を探究できる能力を養う。

さらに、保健・医療・福祉チームの一員として、地域医療に貢献できる人材を育成する。

(3) 教育目的

社会のニーズに対応できる基礎的知識・技術を養い、倫理に基づいた看護が実践できる看護師を育成する。

(4) 教育目標

- ①人を慈しみ、思いやる人間愛を基盤とした感性豊かな人間性を培い、良好な人間関係を築くことができる。
- ②看護の対象である人間を総合的に理解できる能力を養う。
- ③科学的根拠をふまえて、対象に応じた看護実践が出来る基礎的能力を養う。
- ④保健・医療・福祉制度と他職種の役割を理解し、チームの一員として看護の役割を果たせる基礎的能力を養う。
- ⑤専門職業人としての倫理観を育み、主体的に看護を学び続ける基礎的能力を養う。

1.7.4 その他

①延べ卒業生数 1,018名（平 25.3月末）

- ・進学その他 : 129名 (13%)
- ・医療機関就職 : 889名 (87%) [府内 731名 (82%)、うち北部 342名 (38%)]

②平成13、20年度末に保健師助産師看護師法の改正等を受けて教育課程及び授業要項の見直しを実施

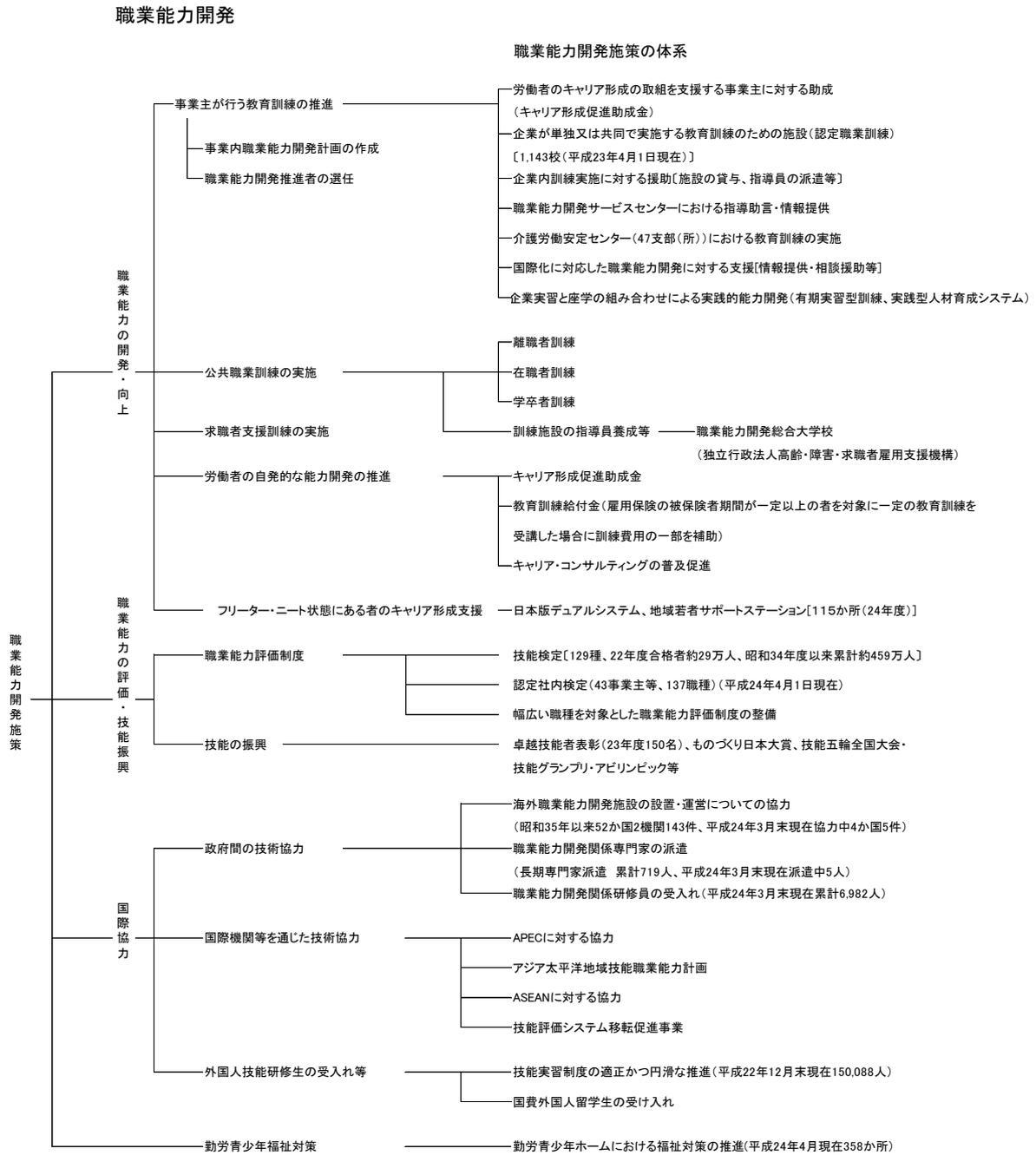
2 職業能力開発施策について

2.1 職業能力開発施策

2.1.1 概要

職業能力開発施策の全体としての体系は、以下のようになっている。

【図表 2.1.1-1】



(注) 広く求職者を対象に、ジョブ・カードを活用した、きめ細やかなキャリア・コンサルティングを通じた意識啓発や課題の明確化を行い、実践的な職業訓練(職業能力形成プログラム)の機会を提供し、訓練実施機関からの評価結果や職務経歴などをジョブ・カードとして取りまとめることにより、安定的な雇用への移行等を促進するジョブ・カード制を実施。

職業能力開発施策の体系において、今回の監査テーマに該当する項目は「公共職業訓練の実施」についてである。公共職業訓練については、国及び都道府県がその責務として「職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施」に努めなければならないこととされており（職業能力開発促進法第4条第2項）、この規定を踏まえ、労働者のニーズに即した多様な職業訓練を実施するため、公共職業能力開発施設を設置している。訓練対象者は離職者、在職者、学卒者であり、我が国における公共職業能力開発施設は261校であり、下記の通りとなっている。

【図表 2.1.1-2】

公共職業能力開発施設【261校】

| 区分 | 職業訓練の実施 | 設置主体 | 設置数 |
|--------------------|---|-------------------------------|----------|
| 職業能力開発大学校 | 高卒者等に対する高度な職業訓練を実施(専門課程) 専門課程修了者等に対する高度で専門的かつ応用的な職業訓練を実施(応用課程) | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 | 10 |
| 職業能力開発短期大学校 | 高卒者等に対する高度な職業訓練を実施(専門課程) | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県 | 1 13 |
| 職業能力開発促進センター | 離職者及び在職者に対する短期間の職業訓練を実施 | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 | 61 |
| 高度職業能力 開発促進センター | 中堅技術者を対象にものづくり分野を中心とした先端的かつ高度な職業訓練を実施 | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 | [1] |
| 職業能力開発校 | 中卒・高卒者、離職者及び在職者に対する職業訓練を実施 | 都道府県 市町村 | 156 1 |
| 障害者職業能力開発校 | 障害者の能力、適性等に応じた職業訓練を実施 | 国(注) 都道府県 | 13 6 |

(注) 運営は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 (2)及び都道府県(11)に委託している。

また、障害者職業能力開発行政の概要は以下となっている。

【図表 2.1.1-3】

| | |
|------------------|---|
| 障害者に対する職業能力開発の推進 | <p>1 障害者職業能力開発校の設置・運営(全19校)</p> <p>(1) 国立障害者職業能力開発校(13校)</p> <p>①(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構営(2校)</p> <p>②都道府県営(11校)</p> <p>(2)都道府県立障害者職業能力開発校(6)</p> |
| | <p>2 一般の職業能力開発校への障害者の入校促進</p> <p>○ 一般校を活用した障害者職業能力開発事業(平成16年度開始)</p> <p>知的障害者等を対象とした訓練コースの設置</p> <p>H22年度:11カ所 H23年度:6カ所</p> |
| | <p>3 障害者の態様に応じた多様な委託訓練(平成16年度開始)</p> <p>企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用して、職業訓練を実施</p> <p>○ 訓練対象人員(予算)</p> <p>H21年度:7,700人 H22年度:7,700人 H23年度:7,700人 H24年度:7,700人</p> <p>○ 特別支援学校と連携した早期委託訓練事業</p> <p>H21年度:1,300人 H22年度:1,300人 H23年度:1,300人 H24年度:700人</p> <p>○ 在職障害者を対象とした障害者委託訓練の実施(平成22年度開始)</p> <p>H22年度:550人 H23年度:550人 H24年度:200人</p> |
| | <p>4 地域における障害者職業能力開発促進事業(平成22年度開始)</p> <p>教育、福祉、医療等の実施主体である都道府県並びに政令指定都市の資源を有効に活用し、障害者の職業訓練をより効果的・効率的に推進</p> <p>○ 実施自治体(予算) H22年度:15カ所 H23年度:15カ所 H24年度:15カ所</p> |
| | <p>5 障害者の職業能力開発に関する研究等</p> |
| | <p>6 全国障害者技能競技大会(アビリンピック)の開催</p> |

2.1.2 国、都道府県との役割分担について

国と都道府県の役割分担は次のようにまとめられる。

【図表 2.1.2-1】

国と都道府県の役割分担



京都府内における公共職業能力開発施設としては、今回の監査対象施設である高等技術専門校のほか、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の設置する京都職業能力開発短期大学校（以下「ポリテクカレッジ京都」という。）と京都職業訓練支援センター（以下「ポリテクセンター京都」という。）の2施設があり、概要は以下の通りである。

【図表 2.1.2-2】

府内の高齢・障害・求職者雇用支援機構施設について

平成25年4月現在

| | 京都職業能力開発短期大学校 (ポリテクカレッジ京都) S56設置 | 京都職業訓練支援センター (ポリテクセンター京都) S42設置 |
|--------|---|--|
| 設置者 | (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 | (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 |
| 所在地 | 舞鶴市 | 長岡京市 |
| 施設概要 | 土地: 72,630.105㎡ 建物: 5棟(管理棟、実習棟(2)、体育館、寄宿舎) | 土地: 23,620.402㎡ 建物: 10棟(管理棟、実習棟(6)、多目的実習棟、多目的ホール、訓練生ホール) |
| 対象 | 高等学校卒業者(新卒)等を対象とした訓練 (高度職業訓練専門課程) | 離転職者を対象とした訓練(普通職業訓練短期課程) |
| 訓練機関 | 2年 | 6か月 |
| 訓練内容 | 知識と技能を兼ね備えた実践技術者の育成のための訓練 | 雇用のセーフティネットとしての離転職者訓練 |
| 訓練科・定員 | 3訓練科 定員120名 生産技術科、電子情報技術科、住居環境科 | 13訓練科 定員738名 テクニカルメタルワーク科、金属加工科、 テクニカルメタルオペレーション科、機械加工技術科、 デジタル機械設計科、ビル設備サービス科 生産システム技術科、電気設備科、 電気設備科(デュアル)、組込みマイコン技術科 工場管理技術科、金属加工科、電気設備科 (デュアル) |
| 授業料 | 390,000円(年間) | 無料 |

【運営状況】

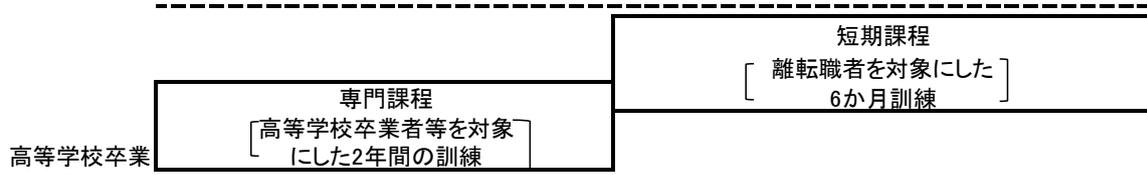
| | | |
|------|-----------------|-----------------|
| 運営費 | 419百万円 | 549百万円 |
| 自己収入 | 89百万円 | 25百万円 |
| 職員数 | 25名(事務8, 指導員17) | 35名(事務6, 指導員29) |

職業能力開発短期大学校等
(ポリテクカレッジ)

[機構立] 23施設

職業能力開発促進センター
(ポリテクセンター)

[機構立] 61施設



職業訓練は国、京都府、民間が明確な役割分担のもとに効率的に目的達成のために機能しなければならない。職業訓練の体系、訓練内容、訓練目的等を一覧にすると以下となる。

【図表 2.1.2-3】

| | 施設等 | 対象者 | 訓練内容 | 訓練の目的 |
|----------|---|----------------------|--|-----------------------------------|
| 公共訓練 | 高等技術専門校 | ・学卒者 ・離職者 ・在職者 | 地域人材ニーズに対応した訓練(建築、機械加工、自動車整備等) | 職業に必要な基礎的な技能・知識を付与 |
| | ポリテクセンター | ・離職者 ・在職者 | ものづくり分野を中心に高度な職業訓練(金属加工科、電気設備科、電子技術科等) | 職業に必要な高度な技能・知識を付与 |
| | ポリテクカレッジ | ・学卒者 ・離職者 ・在職者 | | |
| 認定職業訓練 | 認定職業訓練施設 ・職業訓練法人 ・民間法人 ・中小企業等協同組合 ・その他の非営利法人 ・任意団体 ・企業内 | ・在職者 | 事業主等がその雇用する従業員に対して行う訓練(左官、測量、畳、印刷、菓子等) | 職業に必要な基礎的な技能・知識を付与(公共職業訓練と同水準の訓練) |
| 民間等の教育訓練 | 公益法人等 | ・離職者 ・在職者 | 技術技能、資格取得、OA等の訓練 | 職業に必要な専門的な技能・知識を付与 |
| | 経営者団体 | ・離職者 ・在職者 | OA、経理財務、技術技能等の訓練 | |
| | 教育訓練企業 | ・学卒者 ・離職者 ・在職者 | 資格取得、OA、技術技能等の訓練 | |
| | 専修学校等 | ・学卒者 ・離職者 ・在職者 | OA、資格取得、教養等の訓練 | |
| | 大学等(短大・高専を含む) | ・離職者 ・在職者 | 教養、資格取得、OA等の訓練 | |

上表において認定職業訓練について記載があるが、ここで京都府における認定職業訓練施設の概要について記載する。

事業主等の行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設置等について厚生労働省令で定める基準に適合して行われているものは、申請により訓練基準に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができ、この認定を受けた職業訓練を認定職業訓練という(職業能力開発促進法第13条、第24条)。

中小企業事業主等が認定職業訓練を行う場合は、国及び都道府県の定める要件を満たせば、その訓練経費等の一部につき補助金が受けられ、また、認定職業訓練の修了

者は技能検定を受験する場合又は職業訓練指導員の免許を取得する場合、有利に取り扱われる。認定職業訓練には、個々の事業主が単独で行うものといくつかの事業主が共同して行うものがあり、現在、全国で1,139の認定職業訓練施設がある。

認定職業訓練助成事業費補助金の概要は以下の通りである。

【図表 2.1.2-4】

| 名称 | 助成対象者 | 助成の要件等 | 助成者及び負担割合(上限) |
|--------------|---|---|---|
| 認定訓練助成事業費補助金 | 運営費 中小企業事業主又は中小企業事業主団体、 若しくは職業能力開発促進法第13条に規定する 職業訓練法人等 | 左記の者が単独又は共同して 行う認定職業訓練の運営等 | 国 1/3 都道府県 1/3 |
| | 施設・設備費 都道府県、市町村、中小企業事業主又は中小企業 事業主団体、若しくは職業能力開発促進法第13条 に規定する職業訓練法人等 | 左記の者が行う認定職業訓練 のための職業訓練共同施設の 設置及び職業訓練共同設備の 設置又は整備に要する経費 | 都道府県が設置する場合 国 1/3 市町村、職業訓練法人等が 設置する場合 国 1/3 都道府県 1/3 |

京都府内の認定職業能力開発施設は共同で行うものが24校、単独で行うものが10校の合計34校であり、その施設は以下となる。

【図表 2.1.2-5】

京都府内認定職業能力開発施設一覧

| 設立母体 | 設立者の種類 | 職業訓練施設名 | 所在地 | 認定日 | 認定職業訓練の種類 | |
|--------------|--------|-----------------|---|-------------|---------------------------------|----------------------|
| | | | | | 普通課程 | 短期課程 |
| 京都量商工協同組合 | 協同組合 | 京都量技術専門学院 | 〒602-8137 京都市上京区猪熊通樫木町上ル 大黒町454 | 昭和33年10月25日 | 建築内装系 量科(2年) | 量科 |
| 京都府管工事工業協同組合 | 協同組合 | 京都府建築設備高等技術専門学校 | 〒606-8344 京都市左京区 岡崎円勝寺町1-11 | 昭和33年10月25日 | 設備施工系 配管科(1 年) | |
| 京丹后市商工会 | 商工会 | 京丹后市職業訓練校 | 〒627-0012 京丹后市峰山町杉谷836-1 | 昭和33年10月25日 | 裁縫系和裁 科(2年) | 染式科、着 付科、ハコ ン科 |
| 職業訓練法人 聚楽会 | 職業訓練法人 | 京都府左官技能専修学院 | 〒600-8372 京都市下京区大宮通五条下る東 側南門前町484 | 昭和34年9月19日 | 建築仕上げ 系左官・タ イル施工科(2 年) | 左官・タイル 施工科 |

| | | | | | | |
|-----------------------------|--------|--------------------------|---|-------------|---------------------------------|--|
| 京都府板金工業組合 | 協同組合 | 京都府板金高等職業訓練校 | 〒615-0042 京都市右京区西院東中水町17 | 昭和35年7月7日 | 建築外装系 建築板金科 (2年) | 建築板金科 |
| 京都府電気工事工業 協同組合 | 協同組合 | 京都府電気技術高等職業訓練校 | 〒601-8034 京都市南区東九条南河辺町3 | 昭和42年4月15日 | | 電気工事 科、OA事務 科 |
| 京都府板硝子商工業 協同組合 | 協同組合 | 京都府硝子技術高等職業訓練校 | 〒602-8107 京上京区下長者町通智恵光院東 入西巽町106-01 | 昭和42年12月12日 | 建築外装系 サッシ・ガラ ス施工科(2 年) | ガラス施工 科 |
| 京都府菓子工業組合 | 協同組合 | 京都府菓子技術専門学校 | 〒615-0042 京都市右京区西院東中水町17 | 昭和44年7月31日 | 食品加工系 パン・菓子製 造科(2年) | |
| 全京都建築労働組合 | 労働組合 | 全京都建築高等職業訓練校 | 〒601-8448 京都市南区西九条豊田町3 | 昭和44年7月31日 | 建築施工系 木造建築科 (2年) | 建築コース |
| 西陣織工業組合 | 協同組合 | 西陣織高等職業訓練校 | 〒602-8216 京都市上京区堀川今出川通今出 川南入ル | 昭和45年6月10日 | 裁縫系和裁 科(2年) | |
| 職業訓練法人 ケーイーシー | 職業訓練法人 | 京都電気技術専門学校 | 〒601-8021 京都市南区東九条宇賀辺町8 | 昭和47年7月24日 | 電力系電気 工事科(1 年) | 第1種2種電 気工事科 |
| 京都造園職業訓練法 人 | 職業訓練法人 | 京都造園高等職業訓練校 | 〒615-0904 京都市右京区梅津堤上町16 | 昭和51年4月1日 | 園芸サービ ス系造園科 (1年) | 造園科 |
| 職業訓練法人 | 職業訓練法人 | 京都瓦技術専門学校 | 〒601-8448 京都市南区西九条豊田町12 | 昭和53年5月3日 | 建築外装系 屋根施工科 (2年) | 屋根施工科 |
| 職業訓練法人 丹後地域職業訓練協 会 | 職業訓練法人 | 丹後地域職業訓練センター | 〒629-2502 京丹後市大宮町河辺3355 | 昭和55年6月2日 | | 電子計算機科、 経理事務科、電 気工事科、建築 科、不動産実務 科、機械科、屋 根施工科、土木 施工科、観光ビ ジネス科等 |
| 職業訓練法人 城南地域職業訓練協 会 | 職業訓練法人 | 城南地域職業訓練センター | 〒611-0043 宇治市伊勢田町新中ノ荒21-8 | 昭和62年1月13日 | | 電子計算機科、 経理事務科、不 動産実務科、一 般事務科 |
| 社団法人 京都府測量設計業協 会 | 民法法人 | 京測協高度技術学院 | 〒600-8417 京都市下京区松原通烏丸東入南 側俊成町441 | 平成5年6月1日 | | 測量科、設計科 |
| 協同組合 京都府金属プレス工業 会 | 協同組合 | 京都金属プレス高度技術学院 | 〒613-0905 京都市伏見区淀下下津町221 阪口製作所内 | 平成7年6月13日 | | 塑性加工、パ ソコン活用技術、 プレス技能検定実 技準備 |
| 京都府ビューティーカ レッジ | 任意団体 | 京都府ビューティーカレッジ | 〒600-8493 京都市下京区四条通西洞院東入 郭巨山町27-1 | 平成9年4月1日 | | 美容科 |
| 京都府印刷工業組合 | 協同組合 | 京都印刷高度化技術学院 | 〒615-0064 京都市右京区西院久田町1 | 平成10年5月20日 | | 情報ネットワ ーク コース、生産技 術DTPコース |
| 協同組合 京都タクシー協会 | 協同組合 | 協同組合京都タクシー協会職業訓練 センター | 〒603-8036 京都市北区上賀茂西川原町1-1 | 平成11年1月22日 | | 自動車運転 科 |
| 協同組合 京都府写真師会 | 協同組合 | 京都府写真スクール | 〒606-0864 京都市左京区下鴨高木町23 小松フォトスタジオ内 | 平成11年7月23日 | | 商業デザイ ン科 |
| NPO法人 フラワーアーティスト育 成協会 | NPO法人 | 花工房アカデミー | 〒602-0903 京都市上京区烏丸今出川下ル観 三橋町365-3 | 平成13年4月23日 | | フラワーデ ザイン技能 装飾科 |
| 京都府花商協同組合 | 協同組合 | 京都府花商フラワー装飾技能職業訓 練校 | 〒612-0002 京都市花見区深草中川原町13 京都市花き地方卸売市場内 | 平成14年7月8日 | | フラワー技 能士養成 コース |
| 職業訓練校BEC | 任意団体 | GEMO関西ビューティーカレッジ | 〒604-0035 京都市中京区釜座通二条下ル上 松屋町690-1 | 平成24年4月1日 | | 美容科 |

<単 独>

10校

| | | | | | | |
|----------------|--|-------------------------|------------------------------------|-------------|------------|--|
| (株)島津製作所 | | 島津工科学校 | 〒604-8442 京都市中京区西ノ京桑原町1 | 昭和34年7月3日 | | 機械加工科、電気機器科 |
| (有)大島和裁研究所 | | 京都和裁学院 | 〒600-8069 京都市下京区柳馬場高辻下る吉文字町442 | 昭和61年8月13日 | 裁縫系和裁科(2年) | |
| (株)京都三原和裁技能養成所 | | 京都きものファッションスクール和裁訓練校 | 〒602-8153 京都市上京区日通丸太町上ル南伊勢屋町750 | 昭和62年12月14日 | 裁縫系和裁科(2年) | |
| なでしこ美容室(株) | | なでしこビューティアカデミー | 〒621-0806 亀岡市余部町天神又70-29 | 平成9年4月1日 | | 美容科、着付科 |
| (株)大靖 | | 京都着物着付士職業訓練校 | 〒602-8018 京都市上京区衣棚出水上ル御霊町69 | 平成11年9月27日 | | 着物着付科、花嫁着付科、着物着付研究科、着物着付指導員養成科、花嫁着付指導員養成科、着物着付研究指導員養成科 |
| (株)シャーロン | | シャーロン美容スクール | 〒617-0833 長岡京市神足2丁目12-12 | 平成13年2月2日 | | 美容科 |
| (有)わかはやし美容室 | | WAKAHAYASIビューティアカデミー | 〒611-0025 宇治市神明宮西37-25 | 平成14年6月6日 | | 美容技術科、フェイシャルエステ・メイクアップ科、着物着付科 |
| (株)村田製作所 | | ムラタものづくり研修センター | 〒617-0824 長岡京市天神2丁目26-10 | 平成19年3月29日 | | 機械保全技能コース I、II、III |
| (有)もとか | | MOTOKA Technical center | 〒611-0031 宇治市広野町東裏103-1 | 平成21年3月10日 | | 美容技術コース |
| (株)navel | | gs Academy 烏丸校 | 〒604-8152 京都市中京区蛸薬師下る手洗水町646-2 | 平成25年3月26日 | | 美容科 |

2.1.3 総務省平成24年就業構造基本調査の結果について

平成24年10月現在で総務省が実施した、平成24年就業構造基本調査の結果について、平成25年7月12日に公表され、京都府についての状況は以下となっている。

【図表 2.1.3-1】

—京都府の非正規雇用者—

非正規の職員・従業員の場合

(単位:%)

| 順位 | 平成24年 | | 19年 | | 14年 | |
|----|-------|------|-----|------|-----|------|
| | 全国 | | 全国 | | 全国 | |
| - | 全国 | 38.2 | 全国 | 35.5 | 全国 | 31.9 |
| 1 | 沖縄県 | 44.5 | 沖縄県 | 40.7 | 沖縄県 | 35.9 |
| 2 | 北海道 | 42.8 | 京都府 | 40.0 | 京都府 | 35.5 |
| 3 | 京都府 | 41.8 | 大阪府 | 38.6 | 北海道 | 35.3 |

1 学生アルバイトの影響は無視できない。

雇用者に占める非正規雇用者の割合の全国との差は、20～24歳で最も大きい。

雇用者から在学者を除いた全国順位は、1位沖縄県、2位北海道、3位鹿児島県、4位大阪府、…8位京都府

| | 京都府 | | | 全国 | | | 総数の差 (京都府-全国) |
|--------|------|------|------|------|------|------|------------------|
| | 総数 | 男性 | 女性 | 総数 | 男性 | 女性 | |
| 総数 | 41.8 | 25.6 | 60.5 | 38.2 | 22.1 | 57.5 | 3.6 |
| 15～19歳 | 1.4 | 1.2 | 1.6 | 1.3 | 1.0 | 1.6 | 0.1 |
| 20～24 | 4.9 | 4.1 | 6.0 | 3.3 | 2.8 | 4.0 | 1.6 |
| 25～29 | 3.8 | 2.9 | 4.9 | 3 | 2.1 | 4.1 | 0.8 |
| 30～34 | 3.6 | 2.0 | 5.4 | 3.2 | 1.7 | 4.9 | 0.4 |
| 35～39 | 4.1 | 1.5 | 7.1 | 3.7 | 1.5 | 6.5 | 0.4 |
| 40～44 | 4.0 | 1.4 | 7.0 | 4.0 | 1.2 | 7.4 | 0.0 |
| 45～49 | 3.6 | 0.8 | 6.8 | 3.7 | 1.0 | 7.0 | -0.1 |
| 50～54 | 3.2 | 1.0 | 5.7 | 3.3 | 0.9 | 6.2 | -0.1 |
| 55～59 | 3.4 | 1.5 | 5.7 | 3.3 | 1.3 | 5.8 | 0.1 |
| 60～64 | 5.4 | 4.8 | 6.1 | 5.3 | 4.6 | 6.0 | 0.1 |
| 65～69 | 2.7 | 2.7 | 2.7 | 2.6 | 2.5 | 2.6 | 0.1 |
| 70～74 | 1.2 | 1.3 | 1.0 | 1.0 | 1.1 | 1.0 | 0.2 |

2 非正規雇用の割合が高い産業への雇用者が多い

雇用者数構成比が高い産業(上位5位)と非正規割合…平成24年度就業構造基本調査府で構成比が高い産業(上位5位)の非正規割合を全国の割合に置き換えると38.1となり、全国順位は21位

【京都府】雇用者(役員除く)総数…1,041,800人

【全国】雇用者(役員除く)総数…53,537,500人 (単位:%)

| 順位 | 産業大分類 | | 雇用者 | | 順位 | 産業大分類 | | 雇用者 | |
|----|-------------|--|-------|-------|----|-------------|--|-------|-------|
| | 総数 | | 構成比 | 非正規割合 | | 総数 | | 構成比 | 非正規割合 |
| | 総数 | | 100.0 | 41.8 | | 総数 | | 100.0 | 38.2 |
| 1 | 製造業 | | 17.3 | 5.0 | 1 | 製造業 | | 18.2 | 4.8 |
| 2 | 卸売業、小売業 | | 16.2 | 8.2 | 2 | 卸売業、小売業 | | 15.6 | 7.8 |
| 3 | 医療、福祉 | | 13.0 | 5.6 | 3 | 医療、福祉 | | 12.5 | 4.9 |
| 4 | 教育、学習支援事業 | | 7.2 | 3.1 | 4 | 教育、学習支援事業 | | 6.3 | 3.2 |
| 5 | 宿泊業、飲食サービス業 | | 6.7 | 5.1 | 5 | 宿泊業、飲食サービス業 | | 6.2 | 1.3 |

【図表 2.1.3-2】

非正規割合の全国との差(順位)

| 順位 | 産業大分類 | 非正規割合 |
|----|-------------------|--------|
| | | 京都府-全国 |
| | 総数 | 3.6 |
| 1 | 教育、学習支援業 | 1.3 |
| 2 | 宿泊業、飲食サービス業 | 0.9 |
| 3 | 分類不能の産業 | 0.8 |
| 4 | 医療、福祉 | 0.7 |
| 5 | 卸売業、小売業 | 0.4 |
| 6 | 情報通信業 | 0.2 |
| 7 | 製造業 | 0.2 |
| 8 | 生活関連サービス業、娯楽業 | 0.2 |
| 9 | 学術研究、専門・技術サービス業 | 0.1 |
| 10 | 公務(他に分類されるものを除く) | 0.1 |
| 11 | 金融業、保険業 | 0.1 |
| 12 | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 0.0 |
| 13 | サービス業(他に分類されないもの) | ▲0.0 |
| 14 | 不動産業、物品賃貸業 | ▲0.1 |
| 15 | 複合サービス業 | ▲0.1 |
| 16 | 運輸業、郵便業 | ▲0.1 |
| 17 | 漁業 | ▲0.1 |
| 18 | 建設業 | ▲0.5 |
| 19 | 農業、林業 | ▲0.5 |
| 20 | 鉱業、採石業、砂利採取業 | - |

平成 25 年 8 月 16 日に総務省が公表した「都道府県の就業構造」において下記のとおり、京都府について就業希望者比率（無業者に占める就業希望者の割合）が高いとの記述がある。

無業者

○無業者は、東京都、神奈川県、愛知県など 42 都道府県で増加

15～64 歳は、東京都、長野県などを除く 43 都道府県で減少

65 歳以上は、すべての都道府県で増加

○就業希望者比率及び求職者比率は沖縄県が最も高い

無業者は、平成 19 年と比べ、東京都（29 万 3 千人増）、神奈川県（25 万人増）、愛知県(20 万 9 千人増)など 42 都道府県で増加しています。

年齢階級別にみると、15～64 歳では、東京都(1 万 6 千人増)、長野県（8 千人増）、

福島県（6千人増）などを除く43都道府県で減少している一方、65歳以上では、高齢化の影響もあり、すべての都道府県で増加しています。

就業希望者比率（無業者に占める就業希望者の割合）をみると、沖縄県（29.4%）が最も高く、次いで東京都（28.9%）、神奈川県（27.7%）、京都府、大阪府、埼玉県（いずれも26.2%）などの順となっています。

求職者比率（無業者に占める求職者の割合）をみると、沖縄県（29.4%）が最も高く、次いで東京都（11.8%）、大阪府、福岡県（ともに11.7%）、神奈川県（11.4%）などの順となっています。

【図表 2.1.3-3】

表1 都道府県別有業者及び無業者数-平成19年、24年

| | 平成24年度 | | | | 平成19年度 | | | | 増減(平24-平19) | | | |
|------|----------|---------|---------|------|----------|---------|---------|------|-------------|---------|--------|------|
| | 15歳以上人口 | | 有業者 | 無業者 | 有業者 | 15歳以上人口 | | 有業者 | 無業者 | 15歳以上人口 | | 有業者 |
| | 有業者 | 無業者 | | | | 有業者 | 無業者 | | | 有業者 | 無業者 | |
| 全国 | 110815.1 | 64420.7 | 46394.4 | 58.1 | 110301.5 | 65977.5 | 44324.0 | 59.8 | 513.6 | -1556.8 | 2070.4 | -1.7 |
| 北海道 | 4803.6 | 2628.0 | 2175.5 | 54.7 | 4861.6 | 2696.4 | 2165.2 | 55.5 | -58.0 | -68.4 | 10.3 | -0.8 |
| 青森県 | 1179.9 | 657.5 | 522.4 | 55.7 | 1215.3 | 695.4 | 519.9 | 57.2 | -35.4 | -37.9 | 2.5 | -1.5 |
| 岩手県 | 1140.1 | 654.7 | 485.4 | 57.4 | 1183.7 | 702.7 | 481.0 | 59.4 | -43.6 | -48.0 | 4.4 | -2.0 |
| 宮城県 | 2020.7 | 1157.8 | 862.9 | 57.3 | 2024.4 | 1183.1 | 841.4 | 58.4 | -3.7 | -25.3 | 21.5 | -1.1 |
| 秋田県 | 943.6 | 511.4 | 432.2 | 54.2 | 986.9 | 560.0 | 426.9 | 56.7 | -43.3 | -48.6 | 5.3 | -2.5 |
| 山形県 | 1004.6 | 583.8 | 420.9 | 58.1 | 1039.1 | 616.6 | 422.6 | 59.3 | -34.5 | -32.8 | -1.7 | -1.2 |
| 福島県 | 1707.4 | 958.0 | 749.4 | 56.1 | 1769.7 | 1050.5 | 719.2 | 59.4 | -62.3 | -92.5 | 30.2 | -3.3 |
| 茨城県 | 2552.9 | 1488.3 | 1064.6 | 58.3 | 2555.5 | 1553.2 | 1002.3 | 60.8 | -2.6 | -64.9 | 62.3 | -2.5 |
| 栃木県 | 1724.2 | 1022.3 | 701.9 | 59.3 | 1730.9 | 1073.4 | 657.5 | 62.0 | -6.7 | -51.1 | 44.4 | -2.7 |
| 群馬県 | 1723.8 | 1029.0 | 694.8 | 59.7 | 1731.5 | 1046.2 | 685.3 | 60.4 | -7.7 | -17.2 | 9.5 | -0.7 |
| 埼玉県 | 6267.9 | 3713.5 | 2554.4 | 59.2 | 6107.8 | 3728.3 | 2379.5 | 61.0 | 160.1 | -14.8 | 174.9 | -1.8 |
| 千葉県 | 5399.2 | 3178.4 | 2220.7 | 58.9 | 5274.5 | 3179.9 | 2094.6 | 60.3 | 124.7 | -1.5 | 126.1 | -1.4 |
| 東京都 | 11726.6 | 7328.4 | 4398.3 | 62.5 | 11254.2 | 7148.9 | 4105.3 | 63.5 | 472.4 | 179.5 | 293.0 | -1.0 |
| 神奈川県 | 7881.1 | 4682.8 | 3198.2 | 59.4 | 7671.2 | 4722.5 | 2948.7 | 61.6 | 209.9 | -39.7 | 249.5 | -2.2 |
| 新潟県 | 2052.6 | 1187.7 | 864.9 | 57.9 | 2087.8 | 1252.8 | 835.0 | 60.0 | -35.2 | -65.1 | 29.9 | -2.1 |
| 富山県 | 944.3 | 564.8 | 379.6 | 59.8 | 960.3 | 599.6 | 360.6 | 62.4 | -16.0 | -34.8 | 19.0 | -2.6 |
| 石川県 | 1004.8 | 603.5 | 401.3 | 60.1 | 1004.9 | 624.6 | 380.3 | 62.2 | -0.1 | -21.1 | 21.0 | -2.1 |
| 福井県 | 689.2 | 422.9 | 266.3 | 61.4 | 697.7 | 436.8 | 260.8 | 62.6 | -8.5 | -13.9 | 5.5 | -1.2 |
| 山梨県 | 741.4 | 441.2 | 300.1 | 59.5 | 753.5 | 463.4 | 290.0 | 61.5 | -12.1 | -22.2 | 10.1 | -2.0 |
| 長野県 | 1842.6 | 1108.7 | 733.9 | 60.2 | 1875.8 | 1185.5 | 690.2 | 63.2 | -33.2 | -76.8 | 43.7 | -3.0 |
| 岐阜県 | 1775.8 | 1060.6 | 715.2 | 59.7 | 1803.2 | 1107.5 | 695.7 | 61.4 | -27.4 | -46.9 | 19.5 | -1.7 |
| 静岡県 | 3228.2 | 1947.1 | 1281.0 | 60.3 | 3271.9 | 2081.0 | 1190.9 | 63.6 | 43.7 | -133.9 | 90.1 | -3.3 |
| 愛知県 | 6364.7 | 3908.4 | 2456.2 | 61.4 | 6269.5 | 4022.5 | 2247.0 | 64.2 | 95.2 | -114.1 | 209.2 | -2.8 |
| 三重県 | 1590.9 | 939.0 | 651.9 | 59.0 | 1612.9 | 979.1 | 633.8 | 60.7 | -22.0 | -40.1 | 18.1 | -1.7 |
| 滋賀県 | 1203.8 | 724.4 | 479.5 | 60.2 | 1182.8 | 731.0 | 451.8 | 61.8 | 21.0 | -6.6 | 27.7 | -1.6 |
| 京都府 | 2289.7 | 1293.6 | 996.1 | 56.5 | 2281.7 | 1332.1 | 949.5 | 58.4 | 8.0 | -38.5 | 46.6 | -1.9 |
| 大阪府 | 7700.6 | 4310.3 | 3390.2 | 56.0 | 7591.5 | 4326.8 | 3264.6 | 57.0 | 109.1 | -16.5 | 125.6 | -1.0 |
| 奈良県 | 4814.8 | 2622.5 | 2192.3 | 54.5 | 4799.2 | 2720.2 | 2079.0 | 56.7 | 15.6 | -97.7 | 113.3 | -2.2 |
| 兵庫県 | 1209.8 | 643.1 | 566.7 | 53.2 | 1217.3 | 699.6 | 547.7 | 55.0 | -7.5 | -26.5 | 19.0 | -1.8 |
| 和歌山県 | 863.0 | 470.3 | 392.7 | 54.5 | 883.4 | 492.5 | 390.9 | 55.7 | -20.4 | -22.2 | 1.8 | -1.2 |
| 鳥取県 | 503.5 | 289.5 | 214.0 | 57.5 | 517.9 | 311.6 | 206.3 | 60.2 | -14.4 | -22.1 | 7.7 | -2.7 |
| 島根県 | 614.4 | 356.6 | 257.8 | 58.0 | 635.0 | 371.6 | 263.4 | 58.5 | -20.6 | -15.0 | -5.6 | -0.5 |
| 岡山県 | 1673.7 | 948.2 | 725.4 | 56.7 | 1679.5 | 981.8 | 697.7 | 58.5 | -5.8 | -33.6 | 27.7 | -1.8 |
| 広島県 | 2457.6 | 1399.7 | 1057.9 | 57.0 | 2467.1 | 1451.7 | 1015.3 | 58.8 | -9.5 | -52.0 | 42.6 | -1.8 |
| 山口県 | 1248.0 | 684.5 | 563.5 | 54.8 | 1280.5 | 726.1 | 554.4 | 56.7 | -32.5 | -41.6 | 9.1 | -1.9 |
| 徳島県 | 680.2 | 369.3 | 310.8 | 54.3 | 696.6 | 387.3 | 309.3 | 55.6 | -16.4 | -18.0 | 1.5 | -1.3 |
| 香川県 | 857.0 | 489.1 | 367.9 | 57.1 | 866.6 | 506.3 | 360.3 | 58.4 | -9.6 | -17.2 | 7.6 | -1.3 |
| 愛媛県 | 1233.0 | 678.7 | 554.2 | 55.0 | 1259.8 | 712.6 | 547.2 | 56.6 | -26.8 | -33.9 | 7.0 | -1.6 |
| 高知県 | 661.8 | 368.8 | 292.9 | 55.7 | 683.5 | 385.3 | 298.3 | 56.4 | -21.7 | -16.5 | -5.4 | -0.7 |
| 福岡県 | 4391.0 | 2444.0 | 1946.9 | 55.7 | 4346.1 | 2499.1 | 1847.0 | 57.5 | 44.9 | -55.1 | 99.9 | -1.8 |
| 佐賀県 | 720.9 | 424.4 | 296.5 | 58.9 | 731.8 | 434.3 | 297.5 | 59.3 | -10.9 | -9.9 | -1.0 | -0.4 |
| 長崎県 | 1212.7 | 662.2 | 550.4 | 54.6 | 1244.3 | 688.6 | 555.7 | 55.3 | -31.6 | -26.4 | -5.3 | -0.7 |
| 熊本県 | 1557.1 | 879.3 | 677.8 | 56.5 | 1568.2 | 903.1 | 665.1 | 57.6 | -11.1 | -23.8 | 12.7 | -1.1 |
| 大分県 | 1029.7 | 571.3 | 458.4 | 55.5 | 1039.1 | 596.9 | 442.1 | 57.4 | -9.4 | -25.6 | 16.3 | -1.9 |
| 宮崎県 | 968.2 | 553.7 | 414.6 | 57.2 | 979.5 | 565.6 | 413.8 | 57.8 | -11.3 | -11.9 | 0.8 | -0.6 |
| 鹿児島県 | 1457.5 | 808.5 | 649.0 | 55.5 | 1485.4 | 839.3 | 646.1 | 56.5 | -27.9 | -30.8 | 2.9 | -1.0 |
| 沖縄県 | 1157.2 | 650.8 | 506.4 | 56.2 | 1121.0 | 634.1 | 486.9 | 56.6 | 36.2 | 16.7 | 19.5 | -0.4 |

2.2 第8次京都府職業能力開発計画

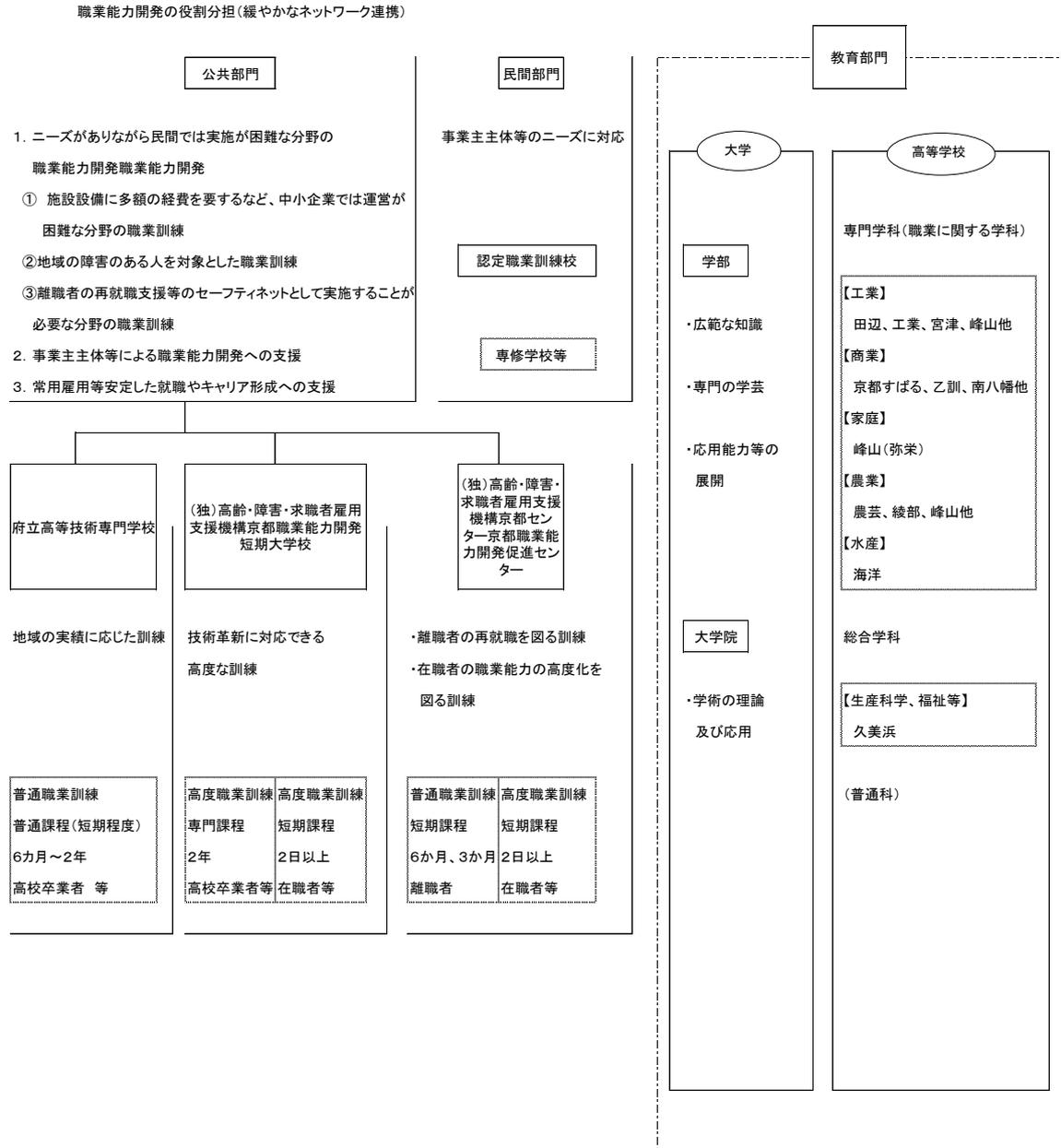
2.2.1 概要

平成18年4月に人口減少社会の到来や団塊の世代の人たちの大量離職といった経済社会の大きな転換期における職業能力開発施策の基本方向を示すものとして、京都府の産業を支える人材を育成することはもとより、働く意欲と能力のあるすべての人々がその能力を高めて十分に発揮していくことを目的として、「人づくり・ものづくりいきいきプラン（第8次京都府職業能力開発計画）」（以下、「第8次計画」という。）が策定された。計画期は平成18年度から22年度までの5年間で、国、市町村その他の職業能力開発機関との密接な連携のもと、次の課題に対して積極的な職業能力開発施策を図るとしている。

- ① 産業・雇用構造の変化に対し、京都府産業を支える創造的な人材の育成
- ② 一人ひとりが個性を生かして、いきいきと働けるための職業能力開発の促進
- ③ ものづくりを支える技術・技能の継承と発展
- ④ 経済のグローバル化への対応
- ⑤ 人材育成推進体制の整備とネットワークづくり

今回の監査テーマである人材育成機関についての主たる関連項目は「⑤ 人材育成推進体制の整備とネットワークづくり」に記載されており、職業能力開発施設における役割分担とネットワークによる職業能力開発を以下のようにまとめている。

【図表 2.2.1-1】



また、府立高等技術専門校における職業能力開発として、次のような計画が策定されている。

(1) 職業能力開発推進の拠点としての機能の見直し

- ・府立の高等技術専門校は、府内の産業・雇用構造の変化に対応し、各施設の果たすべき基本的役割を踏まえ、公共部門へのニーズの高い分野を中心とした訓練への重点

化を図るとともに、施設・設備を有効に活用して、民間訓練の支援や就職支援の取組を実施するなど、抜本的な見直しを検討する。

なお、受益者負担の適正化等の観点から、授業料等の徴収のあり方についても検討を行う。

- ・京都高等技術専門校については、府産業の基盤を担う人材育成を目指して、人材ニーズ等に対応した訓練種目となるよう検討を進めるとともに、福知山高等技術専門校については、府北部地域の人材ニーズに加え、地元就労志向等も踏まえた訓練科目となるよう検討する。

- ・陶工高等技術専門校については、地元業界や関係機関との連携を一層強め、京焼・清水焼の伝統的な技術・技能の後継者育成をめざし、地元業界の求める人材ニーズに対応した訓練内容となるよう検討する。

- ・京都高等技術専門校及び福知山高等技術専門校では、モデル事業（平成16年度～18年度）として実施している身体障害及び知的障害のある人を対象とした職業訓練について、成果等の検証・評価を行い、障害のある人が障害のない人とともに、より身近な地域において交通等の至便な環境のもとで訓練を受講できることを基本に、モデル事業終了後は施設内訓練等として定着するよう検討する。

- ・このため、城陽障害者高等技術専門校が持つノウハウを京都高等技術専門校、福知山高等技術専門校でも共有し、両校をそれぞれの府の中部・北部地域における障害のある人の職業能力開発施設として、施設内訓練、委託訓練及び在職者訓練の推進、情報提供、相談援助、就職支援、職場定着支援等の機能の充実を図る。

- ・城陽障害者高等技術専門校は、企業等の雇用の状況に対応し、障害の様態（特性・程度）や「働く能力」を踏まえ、知的障害のある人を対象とした訓練を中心にしながら、より効果的、効率的な職業訓練が実施できるよう、施設内訓練の目的・内容の見直しを行なう。

(2) 訓練評価システムによる訓練科目の見直し等

- ・訓練評価システムにより労働力需給の状況や企業の人材ニーズ、働く人の訓練ニーズの変化、訓練終了後の就職状況等を把握し、行政コスト等も踏まえながら、毎年度

訓練科目ごとに評価・検証を行い、常に機動的で効果的な職業訓練が行えるよう、訓練科目や訓練内容の見直し等を行う。

(3) 指導員の資質向上等

- ・訓練指導員には、モデルカリキュラム、訓練技法の開発などの主導的な役割発揮が求められることから、職業能力開発総合大学校等への派遣研修や指導員相互の経験交流等により資質向上や指導技法等の習得を図るとともに、企業の人材ニーズや技術レベルなどを把握し、訓練内容に反映するため、訓練指導員と企業の技術者等との意見交換や情報交換の機会の確保に努める。

- ・企業の人材ニーズや働く人の訓練ニーズの変化、多様化に対応できる弾力的な訓練指導体制の確保を図るため、先端企業の技術者や高度熟練技能者などの外部講師を積極的に活用する。

また、障害のある訓練生の就職・職場定着を促進するため、訓練指導員等が企業実習先の開拓、職業相談、紹介等の就職支援を行っているが、就職した訓練生は、職場での対人関係、仕事への適応等の問題で離職するケースが多いことから、企業実習先等の開拓、職業相談や職場適応の指導等を行う支援者や、委託訓練等をコーディネートする人材などの配置を検討する。

(4) 事業主団体、高等教育機関、NPO 等幅広い関係機関・団体との連携

- ・地域の人材ニーズや訓練ニーズを把握し、相互の連携と役割分担のもとに、より効果的・効率的な訓練を実施するため、各高等技術専門校において、関係事業団体等との連携や、企業の技術者・技能者や学識経験者・高等教育機関の研究者及び NPO 関係者等と訓練指導員との交流・意見交換などの取組を強化する。

2.3 第9次京都府職業能力開発計画

2.3.1 概要

平成23年12月に、ものづくり分野や成長が見込まれる分野の人材育成雇用のセーフティネットとしての能力開発の強化の視点から就労支援機関と職業訓練機関との連携による就労支援の推進や産業界との連携による人材育成の強化など京都府における職業能力開発に関する施策の基本的方向を示す計画として、「第9次京都府職業能力開発計画」（以下「第9次計画」という。）が策定されている。計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間であり、実施目標と施策の基本的な方向は以下の通りである。

実施目標と施策の基本的な方向

(1) ものづくり分野・成長が見込まれる分野における職業訓練の推進

地域経済力の基盤となるものづくり分野における人材育成の推進、介護・福祉、医療、子育て、情報通信、観光、環境等の分野において必要とされる人材育成の推進、大学・民間教育訓練機関等との連携の強化

(2) 雇用のセーフティネットとしての能力開発の強化

雇用失業情勢等の変化に的確に対応した公共職業訓練の実施、企業ニーズや訓練ニーズの的確な把握

(3) 職業生涯を通じたキャリア形成支援の一層の推進

個人の主体的な職業能力開発の取組への支援、企業による労働者の能力開発、キャリア教育の推進

(4) 技能の振興

技能尊重気運の醸成、技能継承と技能者育成の推進、熟練技能の活用

(5) 特別な支援を必要とする者に対する職業能力開発の推進

生活保護受給者等長期失業者に対する支援、学卒未就職者・ニート等の若年者に対する支援、母子家庭の母等に対する支援、高齢者に対する支援、障害者に対する支援などそれぞれのニーズに応じた職業能力開発の機会の提供

(6) 職業能力開発基盤の充実

国や民間との役割分担の徹底及び民間活力の導入、訓練に係る情報提供（広報）の充実及び品質の確保、職業訓練指導者等の資質向上、ジョブ・カード制度の普及促進、国の職業能力開発施策への対応、商工施策として実施される中小企業の人材育成との連携

上記職業能力開発の基本的施策のうち、監査テーマに係る「(6)職業能力開発基盤の充実」については次のように記載されている。

(1) 国や民間との役割分担の徹底及び民間活力の導入

国と府の役割分担については、国は、高度な施設・設備や指導員等を要し、スケールメリットを活かすことで実施可能となるものづくり分野における先導的な職業訓練を含め高度な職業訓練を実施し、府は地域産業の人材ニーズに密着した、主に基礎的な技術・技能を習得させる訓練を実施する。

また、就労支援機関と職業訓練機関との連携により就労支援の推進を図る。

さらに、民間でできるものは民間で行うという官民の役割分担に従い、介護・福祉系分野や情報通信系分野等の成長分野については、民間教育訓練機関の有する多様な職業訓練機能を積極的に活用し、訓練の充実を図る。

(2) 訓練に係る情報提供（広報）の充実及び品質の確保

職業訓練受講者が、自ら適した職業訓練を選択・受講し、早期かつ円滑に就職することを可能とするため、職業訓練受講者の選択に資する情報提供の仕組みの構築や、職業訓練自体の品質の確保を行うことが求められている。

このため、訓練実施機関、訓練内容、就職実績や、応募・選考手続、受講要件等の情報を適切に提供する。

また、民間訓練機関等の実施する職業訓練の品質を維持・向上させることを目的とした非公式教育・訓練における学習サービスに係る国際規格 ISO29990 が平成 22 年 9 月に発表され、国において早期の策定が予定されている当該規格を踏まえた公共職業訓練の品質確保に関するガイドラインを活用して職業訓練の品質の確保を図る。

(3) 職業訓練指導員等の資質向上

良質な職業訓練の実施や訓練受講者の就職の実現のためには、その担い手となる人材の育成・質の確保が重要であり、専門分野についての技能や知識、キャリア・コンサルティング等の就職支援技法、訓練カリキュラムの設定方法等を習得した訓練指導員の育成や、キャリア・コンサルティングについて専門的な知識を有するキャリア・コンサルティングの育成を図る。

(4) ジョブ・カード制度の普及促進

ジョブ・カード制度は、職業能力形成機会に恵まれないため不本意ながら非正規雇用となっている者の正規雇用への移行や転換のための、有効なツールとして活用が進んできたところであり、国の新成長戦略においても、平成 32 年までに「ジョブ・カード取得者 300 万人」の目標を掲げ積極的に推進することとしている。

今後一層、職業能力開発施策における基本的ツールとしてジョブ・カードを活用し、制度の普及・促進を図る。

(5) 国の職業能力開発施策への対応

独立行政法人雇用・能力開発機構は平成 23 年 9 月で廃止され、機構の職業能力開発業務は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構へ移管された。

このような時代の変化に的確に対応するため、国と府の役割分担や地方分権の一層の推進を踏まえ、より効果的な行政運営を検討していく。

(6) 商工施策として実施される中小企業の人材育成との連携

産業施策と労働施策を一体的に推進し、中小企業の人材育成と職業訓練を連携して実施する。

上記のように、第 9 次計画における施策として国（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）や民間訓練機関との役割分担を明確にした上で、地域特性に応じた訓練機能の充実を挙げている。国や民間との役割分担を明確にすることは、効果的・

効率的な職業訓練を実施するうえで必要であり、京都府としては、地域ニーズに対応した訓練を実施することが求められているといえる。

2.4 高等技術専門校の再編・見直し等

2.4.1 概要

前述の通り第8次計画（計画期間平成18年度から平成22年度）において、京都府における職業能力開発施策の基本的方向が示されたが、専門校の再編等については障害のある人の能力開発について、施設内訓練等として定着するよう検討するとともに、高等技術専門校は、公共部門へのニーズの高い分野を中心とした訓練の支援や就職支援の取組を実施するなど、抜本的な見直しを検討するとされている。

2.4.2 高等技術専門校活性化プラン

第8次計画での抜本的な再編の方針のもと、専門校の推進体制の強化と重点施策を取りまとめ、科目再編についてはその方向を提示するため、平成19年3月から12月までに検討委員会を8回開催し、高等技術専門校活性化プラン（以下「活性化プラン」という。）を平成19年12月に策定している。活性化プランは高等技術専門校のあり方を検討するうえで重要なプランと考えるため、その全文（要旨）を記載する。

<高等技術専門校活性化プラン>

I プラン策定の趣旨

○「第8次京都府職業能力開発計画（平成18年4月策定）」に基づき、民間教育訓練機関との一層の役割分担と連携を基本に、雇用情勢や京都府産業の人材ニーズ等の変化に柔軟かつ機動的に対応し、府内の職業能力開発を総合的に推進するため、高等技術専門校の推進体制の強化及び重点施策を「高等技術専門校活性化プラン」として策定します。

II 職業能力開発を巡る現状と課題

1 職業能力開発

○ものづくり産業の中小企業等では人材不足が慢性化し、後継者不足と技能継承が深

刻化しているため、ものづくりを担う若年者の人材育成が必要

○丹後地域では、機械金属等の新規求人倍率が高く、後継者不足の状況にあるため、実践的な職業訓練機会が必要

○就職を希望する障害のある人は増加しているが、職業能力開発の機会や訓練職種などが限られているため、多様な職業能力開発等の支援が必要。また、職業生活等の社会参加が制約されている発達障害のある人について、障害の特性に応じた支援が必要

○ニート状態のある人やフリーターなど職業的に自立できない若年者の職業意識・職業能力を養成する総合的な取組が必要

○中小企業等では脆弱な教育訓練投資、指導人材の不足等から従業員への教育訓練は乏しい状態にあり、計画的な教育訓練のための職業能力開発の支援が必要

○グローバル化、IT化などが急速に進展し、働く人たちに求められる能力が高度化・多様化している中で、企業の人材ニーズに対応した職業能力開発が必要

2 高等技術専門校の運営と訓練科目

○事務・デザイン系等の訓練は、企業の人材ニーズが低調であり、民間教育訓練機関と訓練科目・内容が重複しているため、訓練科目の抜本的な見直しが必要

○新規学卒者、若年求職者等の減少による応募者の減少、入校生の定員充足率低下に対応し、入校定員の見直しや訓練科の改廃が必要

○高等技術専門校の運営には、一層効果的・効率的に推進する仕組みづくりが必要

○高等技術専門校に対する府民の認知度が低いことから、広報活動の強化が必要

III 基本コンセプト

○多様な訓練ニーズ等に対する総合推進拠点「職業能力開発総合センター（仮称）」を開設します。

○中小企業等の職業能力開発ニーズに柔軟かつ機動的に対応するため「職業能力開発総合センター（仮称）運営評価委員会」を設置します。

○京都府産業を担う「ものづくり人材」の育成を強化します。

○障害のある人やニート状態にある人など就職が困難な人への訓練を拡充します。

IV 5つの重点施策

1 ものづくり・地域産業を担う人材育成の推進

ものづくりの技術・技能の人材育成・継承と北部地域の産業ニーズに対応した職業能力開発を実施します。

- 機械金属系訓練を北部地域で実施<新規>
- 小中学生を対象とした「ものづくり体験教室」等の開催<新規>
- 企業実習等実践的な訓練の導入による人材の育成<拡充>

2 障害のある人に対する職業能力開発の支援

障害のある人の能力や状態に応じた総合的な職業能力開発の支援を行います。

- 京都ジョブパーク「はあとふるジョブカフェ（仮称）」と連携し、職業紹介を含めたワンストップサービスを提供<新規>
- 発達障害のある人の職業訓練の実施<新規>
- 身体・知的障害のある人の職業訓練の実施<拡充>
- 多様な委託訓練を府内各地で実施（eーランニング・企業実習等）<拡充> など

3 就職が困難な人への職業能力開発の支援

ニート状態にある人・フリーターなどの就職困難な人に対し、多様な職業訓練機会を提供します。

- ニート状態にある人・フリーターなどの能力に応じた職業訓練の実施<新規>
- 就職困難な人への就職基礎能力の養成<拡充> など

4 中小企業等の人材育成支援

高等技術専門校の施設・設備や人的資源を活用した人材育成等を支援します。

- 人材育成に関する相談や職業訓練指導員による「出前講座」の実施<新規>
- 従業員教育の場として高等技術専門校の施設・設備の開放<新規>
- 企業や業界団体等と連携したオーダーメイド型訓練・受託訓練等の実施<拡充> など

5 働く人のキャリア形成・就職支援

職業能力開発に関する関係団体等との連携により、キャリア形成や就職を支援します。

- キャリアコンサルティングの導入<新規>（京都府職業能力開発協会と連携）
- 職業能力開発に関する総合相談窓口の設置<新規>
- 就職・職場定着の支援<拡充>（京都ジョブパークと連携） など

V 高等技術専門校の推進体制の強化と運営の効率化

1 職業能力開発総合センター(仮称)の開設

関係機関との連携により、施設内職業訓練主体から、総合的な職業能力開発を展開するため、「職業能力開発総合センター（仮称）」を開設します。

○概要：総合的な職業能力開発を推進するため、高等技術専門校 4 校の再編・整備を実施

○機能：・京都校を中心とした同センターを開設し、各専門校を総括

・福知山校は同センターの北部地域サテライトの機能を担う。

・北部の機械系訓練の京都校のノウハウの活用や、京都校・福知山校での障害者訓練に城陽障害者校のノウハウの活用など各専門校の機能を結集

・京都ジョブパークや京都府職業能力開発協会と連携し、就職支援やキャリア形成支援など、各専門校での機能強化を図る。

・民間教育訓練機関との連携による公民の職業訓練情報の提供など、総合相談窓口の設置

・多様なニーズに的確に対応した職業能力開発を実施するため、同センターに運営評価委員会を設置

○特徴：・各専門校の連携強化による効果的・効率的な職業能力開発の展開

・センター化による迅速かつ効果的な専門校運営の推進

・民間教育訓練機関や京都ジョブパークなどと連携した総合的な職業能力開発の推進

2 「職業能力開発総合センター運営評価委員会」の設置

中小企業等のニーズの変化に柔軟かつ機動的に対応した職業能力開発を実施するため、「職業能力開発総合センター（仮称）運営評価委員会」を設置します。

○概要：・同センターが実施する職業能力開発に関して、既存の訓練内容等を検証するとともに、さらに多様なニーズに対応できる新たな科目の創設や改廃等の必要性を評価する。

・運営評価委員会での評価・結果などを踏まえて、的確に職業能力開発に反映させる。

○構成：・同センターに本部運営評価委員会を設置（年 1 回の定例的開催と臨時的開催）

- ・本部運営評価委員会の下に、3部会（北部サテライト部会、陶工部会、障害者部会）を設置し、この内、障害者部会は障害者訓練全般について議論
- ・本部運営評価委員会は、学識経験者、経営代表者、労働者代表及び行政関係者で構成
- ・部会委員は、地元企業・関係団体及び行政関係者等で構成

3 訓練科目の再編・見直しの方向

民間教育訓練機関との役割分担と連携を基本に、職業能力開発が必要な人のニーズや府産業の人材ニーズに的確に対応した訓練科目の再編・見直しを実施します。

○訓練科目の再編・見直しの3つの視点

- ①職業能力開発が必要な人の訓練受講ニーズに対応
- ②府産業の人材ニーズに対応
- ③民間の活力を活かす

○民間との役割分担と連携を基本に、重点的に実施する3つの訓練分野

- ①地域産業の人材ニーズなど、地域の実情に応じた訓練
- ②施設・設備等に多額の経費を要するなど民間では実施困難なものづくり系などの訓練
- ③障害のある人などの就職困難な人に対する訓練

○科目再編・見直し

〔京都校〕

- ・ものづくり系（機械・電気等）訓練＜重点化＞
- ・事務・デザイン系訓練等＜縮小・見直し＞
- ・障害者訓練・在職者訓練・委託訓練＜充実＞

〔福知山校〕

- ・ものづくり系（機械・電気等）訓練＜重点化＞
- ・地域ニーズに結びつかない訓練＜縮小・見直し＞
- ・障害者訓練・在職者訓練・委託訓練＜充実＞

〔陶工校〕

- ・訓練科目・定員等＜見直し＞

〔城陽障害者校〕

- ・交通至便な京都市内での通校制による訓練<充実>
- ・障害のある人と障害のない人がともに身近な地域で実施する訓練<拡充>
- ・就職先企業の職種に対応した訓練科目・訓練期間・内容の弾力化<見直し>

○科目再編・見直し後の数値目標

- ・施設内訓練修了者の就職率（修了後6カ月時点）95%以上

〔平成18年度修了者の就職率 92%〕

- ・上記就職者の府内事業所への就職割合（府内率）90%以上

〔平成18年度修了者の府内率 71%〕

○今後の検討課題

- ・民間教育訓練事業者との連携、施設の管理運営を含めた委託
- ・知的障害のある人の全寮制訓練と通校制訓練の有効性を検証
- ・受益者負担としての授業料等の早期徴収

4 戦略的広報の推進

府内の職業能力開発に関する情報を幅広く提供するため、広報の強化を図ります。

○専用ポータルサイトの開設や京都ジョブパークなどの関係機関と連携した効果的な広報の展開<新規>

○Webサイト等民間の広報媒体を活用した戦略的広報の展開<新規>

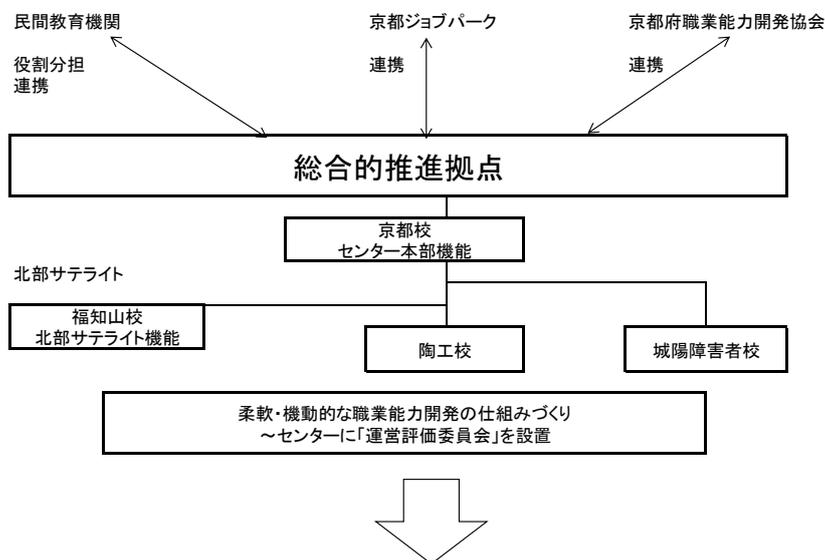
○公民の訓練情報を収集・一元化・提供<新規>

○「体験入校」の拡充など高校等への広報の強化<新規>

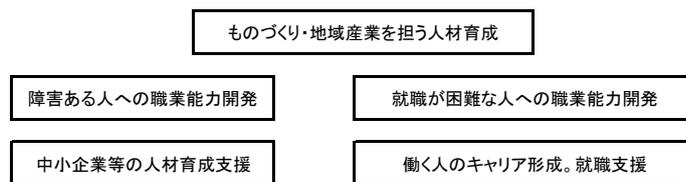
【図表 2.4.2】

高等技術専門校活性化プラン イメージ図

【推進体制】



【5つの重点施策】



■参考

高等技術専門校活性化プラン検討委員会

<委員会委員>

| 氏名 | 役職等 |
|------|-------------------------|
| 古川 彰 | 座長 立命館大学 経済学部教授 |
| 田中幸雄 | 委員 (社)京都府専修学校各種学校協会会長 |
| 若林靖永 | 委員 京都大学大学院 経営管理研究部教授 |
| 藤井浩之 | 委員 株式会社津製作所 人事部長兼人材開発室長 |
| 宮川 治 | 委員 連合京都 副会長 |
| 山口寛士 | 委員 京都府府民労働部次長 |
| 田中準一 | 委員 京都府商工部次長 |

<開催経過>

| 開催年月日 | 検討(テーマ)等 |
|--------|---------------------------|
| 3月28日 | 職業訓練を必要とする人と求められる職業能力開発 |
| 4月25日 | 企業の人材ニーズと求められる職業能力開発 |
| 6月6日 | 高等技術専門校の役割と機能(京都校) |
| 7月4日 | 高等技術専門校の役割と機能(福知山校) |
| 7月18日 | 高等技術専門校の役割と機能(陶工校、城陽障害者校) |
| 8月9日 | 活性化プランの取りまとめ① |
| 9月4日 | 活性化プランの取りまとめ② |
| 11月21日 | 活性化プラン最終案の承認 |

※ 各テーマについての状況や意見を伺うため、上記委員のほかにも、関係の深い産業界から「特別委委員」として出席をお願いした。

2.4.3 職業能力開発センター（仮称）開設検討委員会

京都府では高等技術専門校活性化プランをうけて、「職業能力開発総合センター（仮称）開設検討委員会」（以下「センター開設委員会」という。）を立ち上げ、平成20年に具体的な活性化の検討を進めている。検討の結果、明確化された課題とその対応策は以下のようにまとめられている。

【以下、引用】-----

職業能力開発総合センター（仮称）の開設

・全体課題

高等技術専門学校ではものづくり系訓練のほか事務系訓練や生活関連の訓練まで幅広く実施しているが、一方で専門校の目指すべきミッションが不明確

今後の専門校は、

- ①産業界との連携による地域産業振興の支援
- ②障害者やフリーターなど就職が困難な人たちの就労支援の二つの機能を一層強化
- ③京都ジョブパークと一体となった全国初の「京都式」総合就業支援体制を構築

課題 1

専門学校 4 校は校内での職業訓練を主体に、独立した運営を行っており、効果的・効率的な機能発揮が不十分

京都校を核に 4 校を総合センター化し、機能強化・効率的運営体制を構築

- ①4校の管理・運営を一体的に推進
 - ・庶務・企画部門を総合センター本部に一元化
 - ・委託訓練等を一層充実するなど機能強化・効率的運営を推進
- ②産業界等のニーズに応じた職業能力開発を充実
 - ・オール専門学校体制による在職者訓練を充実
 - ・訓練指導員による出前講座の実施や訓練施設の開放
- ③戦略的な広報活動を展開
 - ・専門校の地名度向上のため、産業界との連携によるオープンキャンパスの開催

京都ジョブパークと一体となった全国初の「京都式」総合就業支援体制を構築

- ①京都ジョブパークと総合センターの一体化を図り、能力開発と就業支援を総合的に展開
 - ・合同の企業巡回チームを設置

- ・ 訓練生や京都ジョブパーク来場者のメンタルサポートを展開
- ②外部委員で構成する「運営評価委員会」を設置
- ・ 京都ジョブパークとの効果的・効率的な連携の検証
- ・ 産業ニーズの変化にフレキシブルに対応した訓練内容等の検証

幅広い視野を持った中核的な人材の養成と訓練指導員の資質向上

- ①本庁等との人事交流によるマネジメント能力の養成
- ②企業派遣実習等による技術の向上

課題2

各専門校が実施する事業は産業ニーズへの対応が不十分

府内の重点産業分野への人材育成機能を強化

<京都校 産業ニーズに応じた柔軟な訓練を行う「群」制を導入し、「ものづくり群」からスタート>

- ①ものづくり系訓練を再編し「ものづくり群」を創設、受入規模拡大
 - ・ 産業界のニーズに応じて、ものづくりの共通的な知識・技能を全員に習得させ、その上に立って機械加工等の専門技術を備えた人材を育成
 - ②次代の京都経済を支える産業分野の人材育成に柔軟に対応する「新産業群」を創設・ライフサイエンス基礎分析や映画映像分野で、短期・委託訓練などの形で人材育成にチャレンジし、訓練ニーズや受入企業側ニーズを検証。必要な分野について「ものづくり群」にて本格展開
 - ③民間競合又は産業ニーズの低い訓練科は廃止
(建築設計・インテリア、デザインワーク、あばれる、IT ビジネスは廃止)
 - ④京都校、福知山校の同一訓練科を見直し、産業ニーズを踏まえて統廃合
(建築は京都校に、自動車整備は福知山校に整理統合)
- <陶工校 京都の伝統産業・陶磁器産業を全国に発信>
- ①陶器から磁器形成まで一貫した2年制訓練科を新設

②伝統産業である陶磁器産業の担い手育成の支援強化

- ・小中学生等のキャリア教育や陶磁器普及のための体験教室の開催等

＜福知山校 障害者・就職が困難な人たちへのセーフティネットに重点化＞

- ①技術系訓練として 2 級整備士の資格取得が可能な「自動車整備科」に再編及び「ものづくり系訓練」の実施を検討
- ②事務系訓練として「IT・経理科」を設置
- ③産業ニーズの低い訓練科は廃止（家具、土木は廃止）
- ④京都校、福知山校の同一訓練科を見直し、産業ニーズを踏まえて統廃合

産業界等との連携を強化し、新たな担い手を育成

- ①京都府職業能力開発協会との連携を強化
 - ・協会が有する企業人材ニーズを訓練内容に反映
 - ・協会との連携による企業への広報の強化
- ②府南部・北部地域に「人材育成ネットワーク」を構築
 - ・南部地域 産業界、大学、教育機関等との構築
 - ・北部地域 丹後・知恵ものづくりパーク、教育機関等と連携
- ③産業界と連携した、企業 OB や「現代の名工」等による訓練指導を新たに実施

課題 3

障害者やフリーターなど就職が困難な人たちへの支援が不十分

障害者の職業訓練等の充実の強化

＜障害者訓練の充実を図るため、京都校において施設・設備を整備＞

- ①はあとふるジョブカフェと一体となり職業訓練から相談、カウンセリング、就職支援までを一貫して支援
- ②発達障害者を対象とした訓練を定着化
- ③身体障害者の訓練を拡充
- ④障害者就業・生活支援センター等の福祉施策と連携を強化し、障害者の就業、生活、

能力開発の支援を総合的に展開

＜京都校で新たに、知的障害者の通校制訓練を実施＞

- ①交通至便な京都校において、通校制訓練を新設
- ②グループホーム等の福祉施策を活用し生活支援と能力開発を総合的に支援
- ③個々の個性に応じた幅広い職種に対応できる訓練を実施するため「総合実務科」を新設
- ④知的障害者の職業訓練については、当面、新たな企業への通勤訓練のため通校制訓練と城陽障害者校での全寮制訓練を併用実施し、より就労を促進するため受け入れ規模を拡大し、充実した訓練内容による通校制訓練に移行するための条件整備を検証

フリーターなど就職が困難な人たちの就労支援を充実強化

＜京都ジョブパークと一体となった就労支援を展開＞

- ①職業意識やビジネスマナーなどの向上を図るための訓練を実施（全科共通）
- ②就職が困難な人たちの特性に応じたキャリアアップにつながる1ヶ月程度の短期訓練をきめ細やかに実施（民間委託）
- ③母子家庭の母等に対するセミナーや短期訓練の充実（民間委託）

課題4

受益者負担としての授業料等を徴収していない

受益者負担の観点から授業料等を徴収

ただし低所得者等に対しては減免措置を講じる

スケジュール等

平成21年2月・・・条例提案、施設・設備の整備費予算計上

平成21年6月・・・22年度生の募集

平成22年4月・・・職業能力開発総合センター開設、新課程での訓練スタート

※「職業能力開発総合センター（仮称）」の名称については、今後検討

----- 【以上、引用】

2.4.4 最終的な高等技術専門校の再編等

府立高等技術専門校では、平成 22 年 4 月より次のような再編がなされた。

- ・ 京都高等技術専門校は、ものづくり訓練に重点化し、企業ニーズを踏まえ、機械加工システム科の 1 年コースを新設
- ・ 通校制の京都障害者高等技術専門校を新設し、就労に広がりを持たせるための総合実務科を新設
- ・ 福知山高等技術専門校は、障害のある方やフリーターなどの就職が困難な方の就労対策のための総合実務科・ものづくり基礎科の新設と、2 級自動車整備士資格取得が可能な自動車整備科の高度化
- ・ 陶工高等技術専門校は、陶器から磁器成形までの一貫した 2 年制の総合コースを新設

各校の科目再編の概要をまとめると下表のようになる。

【図表 2.4.4】

科目再編の概要

21年度

再編後(平成22年度～)

| | 科目 | 区分 | 定員 | |
|-----|------------------|-------|----------|-----|
| 京都校 | メカトロニクス | 2年 | 20+20 | |
| | 機械加工システム | 2年 | 15+15 | 改編 |
| | システム設計 | 2年 | 20+20 | |
| | 建築 | 1年 | 20 | |
| | デザインワーク | 2年 | 20+20 | 廃止 |
| | 建築設計・インテリア | 1年 | 20 | |
| | 自動車整備 | 1年 | 30 | |
| | あばれる | 1年 | 30 | |
| | ITビジネス | 6月 | 10×2 | |
| | OAビジネス(身体障害者) | 6月・1年 | 5×2, 5×2 | |
| | ジョブトレーニング(発達障害者) | 1年 | 10 | モデル |
| | 計 | | 300 | |

| | 科目 | 区分 | 定員 | |
|-----|-------------------|----|-------|----------|
| 京都校 | メカトロニクス | 2年 | 20+20 | |
| | 機械加工システム(1年コース) | 1年 | 10 | 新設 |
| | 機械加工システム(2年コース) | 2年 | 10+10 | |
| | システム設計 | 2年 | 20+20 | |
| | 建築 | 1年 | 20 | |
| | キャリア・プログラム(発達障害者) | 1年 | 10 | H23～正式科目 |
| | 計 | | 140 | |

| | 科目 | 区分 | 定員 | |
|--------|---------------|----|------|----|
| 京都障害者校 | OAビジネス(身体障害者) | 6月 | 15×2 | |
| | 総合実務(知的障害者)*1 | 1年 | 20 | 新設 |
| | 計 | | 50 | |

| | 科目 | 区分 | 定員 | |
|-----|-------------|----|----|----|
| 城陽校 | 紙器製造(知的障害者) | 1年 | 10 | |
| | 縫製(知的障害者) | 1年 | 10 | 改編 |
| | 計 | | 20 | |

| | 科目 | 区分 | 定員 | |
|--------|-------------|----|----|--|
| 城陽障害者校 | 紙器製造(知的障害者) | 1年 | 10 | |
| | 計 | | 10 | |

| | 科目 | 区分 | 定員 | |
|------|-------------|----|-------|----|
| 福知山校 | OA事務 | 1年 | 20 | 改編 |
| | 自動車整備 | 1年 | 20 | |
| | 建築 | 1年 | 20 | 廃止 |
| | 土木施工管理 | 2年 | 15+15 | |
| | 家具工芸 | 1年 | 20 | |
| | 販売実務(知的障害者) | 1年 | 10 | 改編 |
| | 計 | | 120 | |

| | 科目 | 区分 | 定員 | |
|------|---------------|----|-------|-----|
| 福知山校 | IT・経理 | 1年 | 20 | |
| | 自動車整備 | 2年 | 20+20 | 高度化 |
| | ものづくり基礎 *2 | 1年 | 20 | 新設 |
| | 総合実務(知的障害者)*1 | 1年 | 15 | 新設 |
| | 計 | | 95 | |

| | 科目 | 区分 | 定員 | |
|-----|-------|----|----|----|
| 陶工校 | 陶磁器成形 | 1年 | 30 | 改編 |
| | 陶磁器図案 | 1年 | 20 | |
| | 陶磁器研究 | 1年 | 10 | 改編 |
| | 計 | | 60 | |

| | 科目 | 区分 | 定員 | |
|-----|---------------|----|-------|-----|
| 陶工校 | やきもの成形(成形コース) | 1年 | 20 | |
| | やきもの成形(総合コース) | 2年 | 10+10 | 高度化 |
| | やきもの図案 | 1年 | 20 | |
| | 計 | | 60 | |

* 訓練内容

1 総合実務科 : 販売・物流・接客・清掃 等

2 ものづくり基礎科 : 金属系・建設系基礎訓練

これらの再編は、産業界との連携等による地域産業の支援と障害者やフリーターなど就職が困難な人たちへの就労を支援することが主たる目的であるが、現在の状況としては、必ずしも学生の募集状況等が改善されているとは言い難い。各高等技術専門

校の再編後の状況等については、後述の「3.各人材育成機関の状況」及び「5.訓練・教育内容と訓練・教育体制」において検討している。

2.4.5 高等技術専門校の一体化による効率的運営

センター開設委員会で前述のような報告がなされたが、現実には職業能力開発総合センター（仮称）は設置されていない。センター開設委員会は、効率的運営について、京都校に総合センターを設置することにより平成 20 年度の 4 校合計 75 人の人員定数が 68 人まで削減できる旨の報告を作成しているの付言しておく。

監査人はセンター開設委員会の意見と同じくする検討課題として、京都校を核に 4 校を一体化または総合センター化し、機能の強化と効率的運営体制を構築することが必要と考えている。

当件について京都府は「平成 22 年度には訓練科目の再編と庶務事務を中心とした徹底した事務事業の合理化を図るとともに、企画機能は本庁で担うこととした。平成 22 年度の再編では、科目の統合を行い、捻出した教員定数で障害者訓練科の拡充を図ったところである。平成 22 年度の組織見直しで企画調整機能を本庁に残したところであるが、例えば 5 校の校長会議を平成 24 年度 2 回であったものを平成 25 年度にはすでに 5 回開催するとともに、出席者も本庁の所管課長だけでなく労働関係の管理職員が出席し、その場で方針決定できるように努めている。」とのことであった。

監査人はすべての訓練校に複数回往査し、各校の責任者にヒヤリングを行ったが、本庁が明確な企画調整機能を果たしているとは感じられなかった。また、各訓練校が個々の事案に対して意思決定権限を有しており、組織やそれに伴う責任・権限体制を考へても本庁の機能は明確ではない。たしかに、平成 22 年度における高等技術専門校の再編等においては、本庁が企画調整機能を十分に発揮したものと推察するが、再編後も毎年同様に調整機能を有し続けているかといえは疑問である。

また、業務の効率化という側面から考えれば、現在、各訓練校の基本的な組織や仕組みは類似しており各々概ね単独組織として運用されており、4 校の管理・運営を一体化することにより、間接事務部門のさらなる合理化や教員の削減によるコストダウンとともに、障害者訓練も含め、訓練内容の共通化による強化等が図れると考える。

2.5 国等と京都府の役割分担とその評価・検証について

2.5.1 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構における評価・検証の仕組み

前述のとおり、京都府内の国等の公共職業能力開発施策としては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「支援機構」という。）が設置する京都職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ京都）と京都職業訓練支援センター（ポリテクセンター京都）の 2 施設がある。ポリテクカレッジは専門課程（高等学校卒業者等を対象にした 2 年間の訓練）を、また、ポリテクセンターは短期課程（離転職者を対象とした 6 か月の訓練）を実施している。

支援機構は「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営協議会」（以下「協議会」という。）を設置している。協議会は、12 名以内の委員により原則として年 2 回開催されており、協議事項は、

- ・ 職業能力開発業務のニーズの把握に関すること。
- ・ 訓練計画の策定及び実施に関すること。
- ・ 業務実績等に関すること。
- ・ 関係機関との連携に関すること。
- ・ ものづくり分野に係る能力開発の推進に関すること。
- ・ 求職者支援訓練の認定事務等に関すること。

である。

協議会の下に訓練計画専門部会（以下「専門部会」という。）を置き、6 名以内の委員により、上記協議事項のうち、

- ・ 訓練コース設定の適否に関すること。
- ・ 民間教育訓練機関等が設定する訓練コースとの競合の有無に関すること。
- ・ その他訓練コースの実施に関すること。

を協議審査している。

専門部会の資料を通読したが、「平成 25 年度職業能力開発施設における離職者訓練実施計画及び民間教育訓練機関との関係について」では、下記のように記載されている。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の中期目標に基づき、平成 25 年度職業能力開発施設における離職者訓練実施計画については、主にもものづくり分野であって、当該地域において民間では実施できないものに限定して実施する。民間で対応可能な訓練については、地方公共団体で実施する民間教育訓練機関等への委託訓練を積極的に応援することとしている。

(1)人材ニーズの把握

訓練科については、地域の人材ニーズを基にして設置しており、このニーズの把握については、地域の事業主団体や事業主等産業界の意見、職業安定機関からの求人の情報により行っている。また、平成 25 年度計画策定に当たっては、人材ニーズに関連した数値データとして、施設の設置する各訓練科の内容から、就職が見込まれる業種の事業所数、就業者数を調査しており、これについては地域（施設の概ね 40 km 圏内（以下同じ））における労働力の総枠として求人のベースになるものと考えている。

また、地域の求職者動向として、職業能力開発施設の主な設置訓練科に対応した職業別の各求職者数を参考とした。

(2)訓練計画の策定

地域の人材ニーズに基づき訓練科の設定を行うとともに、詳細なカリキュラムに編成を行っている。さらに施設・設備を有効活用した年間開催回数を設定し、年間訓練計数延定員を策定している。

(3)民間教育訓練機関との関係

策定した平成 25 年度離職者訓練計画については、民間教育訓練機関との関係を比較するため、地域の民間教育訓練機関が実施する教育訓練の内容と職業能力開発施設の設置する訓練科の内容を勘案し計画を策定した。

これらの資料を見れば、協議会(専門部会)では、諸々の数値データより客観的に地域ニーズを分析し訓練コースを検討していること、また、民間教育訓練機関との競合がないよう各訓練コースの訓練内容を分類し、各細目毎に地域をともにする民間教育訓練機関の訓練内容と具体的にマトリックスで突合し競合の可能性を把握したうえで、訓練内容の重複がないかを詳細に検討していることがわかる。京都高等技術専門校と

の競合を検討している資料を参考に記載する。

【図表 2.5.1】

他の教育訓練機関の教育訓練実施状況

施設名: 京都職業能力開発短期大学校

訓練科名: 生産技術科

ものづくりの原点である基本的な加工技術に加え、最新の加工システム技術にも柔軟に対応できる技能・技術を兼ね備えた高度な実技技能者の育成を教育訓練目標としている。具体的には、製造業における各種金属部品等の設計、製図ができ、汎用工作機械の活用に必要な技能・技術を習得したうえで、精密機械部品等に見られる形状がより複雑化した部品等を、最新のCAD/CAMシステムや高機能なNC工作機械を活用し製作できる能力を、習得すると共に、生産工程の管理や改善の提案ができる教育訓練カリキュラムとしている。

| No. | 教育訓練施設名 | 種別 (※1) | 市町村名 | 科・コース名 | 定員 | 科・コース内容 | 期間 (年) | 調査方法 (※3) | 相違(または類似)点 |
|-----|-----------|------------|------|-----------|----|--|-----------|--------------|--|
| 2 | 京都高等技術専門校 | □ | 京都市 | メカトロニクス科 | 20 | 機械(メカニクス)と電子(エレクトロニクス)を複合化した最先端技術をマスターする。 訓練内容は「機械技術」「電気・電子技術」「自動制御技術」を柱として、1年では各分野の基本を、2年では応用課題として競技大会用ロボット等の製作を行う。 | 2 | □ | 左記の科は、2年間で機械工学と電子工学、自動車制御と幅広い分野をわずか2年間で学習することで、メカトロエンジニアの育成を目指している。当科は、主に機械工学に重きを置いた教育訓練を実施しているため、目指している実践技術者の像が異なる。 |
| 3 | 京都高等技術専門校 | □ | 京都市 | 機械加工システム科 | 10 | 機械加工における汎用工作機械、NC工作機械に関する操作、各種切削加工及び研削加工に関する知識、技術を取得する。 また、施盤とフライス盤については、訓練中に2級技能検定課題を制作し、NC施盤については、プログラミング、段取り、加工、検査ができる人材を育成する。 | 2 | □ | 左記の科は、主に機械加工に特化した訓練カリキュラムを実施している点だが、当科と類似している。しかし、当科ではそれに加え、機械設計や各種力学、シーケンス制御などもカリキュラムに加えており、仕上がり像は異なる。 |

※1「種別」欄は、以下から選択し記入すること。

※2「調査方法」欄は、以下から選択し記入すること。

イ) 専修学校・各種学校 □) 都道府県立公共職業能力開発施設 ハ) 認定職業訓練施設
イ) 当該教育訓練施設への訪問 □) 新聞、インターネット、パンフレット等を活用した情報収集
ハ) 都道府県労働局からの情報収集 ニ) 訓練計画専門部会委員等からの情報収集
ホ) その他有効であると判断した手段

2.5.2 京都府における評価・検証

国、民間との役割分担や産業ニーズへの対応等についての京都府における検討の仕組みや資料等はなく、支援機構の検討に依拠していると思われる。京都府として地域ニーズの把握や民間競合を避けるための仕組みが確立していないことに問題がある。前述の「センター開設委員会」の報告においても京都ジョブパークとの効果的、効率的な連携の検証や産業ニーズの変化にフレキシブルに対応した訓練内容等の検証のため、外部委員で構成する「運営評価委員会」の設置を提言している。

当件について京都府は高等技術専門校の運営状況を評価・検証するための制度（仕組み）として平成 23 年度に「京都府産業人材育成委員会」（以下「人材育成委員会」という。）を設置しているとのことであった。人材育成委員会は学識経験者、事業主、労働者、行政の各代表者 10 人以内の委員で構成され、「社会経済情勢や中小企業等の変化に柔軟かつ機動的に対応した京都府の産業人材を育成する」ことを目的として設置されている。

委員会の開催状況は以下の通りである。

平成 23 年度 4 回開催（第 9 次京都府能力開発計画策定のため）

平成 24 年度 1 回開催（各校の取組状況を検証）

平成 25 年度 開催なし

人材育成委員会は 1 回概ね 2 時間程度実施されており、議事録をみると委員が府の担当責任者等に質問を行い、産業人材を育成するための協議をする場であった。平成 24 年度以降ほとんど開催されていないことは問題ではあるが、もともと、これらの協議は第 9 次計画策定のために立ち上げた委員会であり、監査人が想定している評価・検証と内容が異なるものであった。しかし、高等技術専門校の再編から 3 年経ったことから、再編効果の検証も含め、今後、この人材育成委員会で高技専の評価・検証を本格的に行っていくとのことである。

監査人が主張しているいわゆる評価委員会は、繰返しになるが支援機構における協議会（専門部会）のような仕組みである。すなわち、具体的な数値目標を定め諸々の分析データから客観的に各校の地域ニーズや民間競合等を評価・検証し改善を図る仕組みである。

2.5.3 訓練指導員の資質の向上等

上記により各校の地域ニーズや民間競合等を評価・検証する仕組みを導入したとしても、実際に高等技術専門校における訓練内容や訓練体制等がフレキシブルに対応できなければ機能しない。前述の第 8 次計画では、「訓練指導員には、モデルカリキュラム、訓練技法の開発などの主導的な役割発揮が求められることから、職業能力開発総

合大学校等への派遣研修や指導員相互の経験交流等により資質向上や指導技法等の習得を図るとともに、企業の人材ニーズや技術レベルなどを把握し、訓練内容に反映するため、訓練指導員と企業の技術者等との意見交換や情報交換の機会の確保に努める。」

「企業の人材ニーズや働く人の訓練ニーズの変化、多様化に対応できる弾力的な訓練指導体制の確保を図るため、先端企業の技術者や高度熟練技能者などの外部講師を積極的に活用する。」と記載している。

現在の高等技術専門校の訓練指導員は勤続年数が長い指導員が多い（「3. 各人材育成機関の状況」を参照願います。）。訓練指導員のキャリアには問題はないが、逆に、訓練科目や訓練内容の固定化が危惧される。

2.6. 監査の結果

2.6.1 指摘事項

(1) 本部組織の設置

間接経費等を削減し合理化を図るとともに、産業界等との連携の強化等を図るため高等技術専門校の統合やいわゆる本部組織を設置する等の方法が考えられる。ただ、各校が個々の事案に対して柔軟かつ機動的に意思決定出来ないことが無いよう十分に留意が必要である。

現状においては、各校の連携が十分ではないと思われる。また、各校がいわゆる部分最適を図っているため、京都府としての全体最適による高等技術専門校の効率的運営ができていない。組織を整備し責任と権限を明確にしたうえで、京都高技専に本部組織を設置し、全体最適を図るべき事項については統一的に管理運営させる必要がある。

(2) 高等技術専門校の運営状況の評価・検証

支援機構における協議会の設置やその運用を参考にし、京都府における高等技術専門校の運営状況の評価・検証するための制度（評価委員会の設置等）を検討するか、若しくは現在の「人材育成委員会」の機能を強化しその役割を担わせる必要がある。客観的な分析数値がない状況では訓練内容の適正性を評価・検証しようがなく、効果

的・効率的な訓練校の運営は不可能と考える。

毎年の種々の数値データによる客観的な分析をおこない、京都府の地域ニーズを把握し訓練内容に反映させる仕組みや民間との重複訓練がないことを検証する仕組み等を導入し、いわゆるP D C Aのサイクルを廻す必要がある。

(3) 農業大学校、林業大学校、看護学校の運営状況の評価・検証

農業大学校、林業大学校、看護学校についての詳細は後述するが、上記(2)の高等技術専門校と同様に運営状況の評価・検証する仕組みがない。また、客観的な種々の数値目標や評価分析すべき数値が明確になっておらず、各校の設置目標が達成されているか否か、訓練内容が目標に対して適正かどうか、費用対効果を考慮し効率的に運営されているか等の評価しようがない。

毎年の種々の数値データによる客観的な分析をおこない、各訓練校が目標とする人材育成がなされ京都府の農業、林業、看護に貢献する人材を効果的・効率的に輩出したか等を評価・検証する仕組み等を導入し、いわゆるP D C Aのサイクルを廻す必要がある。

2.6.2 意見

(1) 訓練指導員の資質向上と外部講師

地域ニーズや企業の人材ニーズに適時に対応できるよう、訓練指導員の資質向上に積極的に取り組むとともに、多様化に対応できる弾力的な訓練指導体制の確保を図るため、外部講師を積極的に活用することに努める必要がある。